1 議 事 日 程(第2日)

(平成30年第3回久山町議会定例会)

平成30年6月6日 午前9時30分開議 於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 山 野 久 生 2番 清 永 義 弘 3番 有 田 行 彦 4番 佐 伯 勝 宣 5番 松本世頭 6番 光 本 田 7番 阿部 哲 8番 只 松 秀 喜 9番 久芳正司 10番 阿部文俊

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 会議録署名議員

1番 山野久生

2番 清 永 義 弘

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長 久 芳 菊 司 副町 長 佐伯久雄 教 育 安 部 正 俊 総務課長 實 淵孝則 長 松原哲二 健康福祉課長 國 嵜 和 幸 会計管理者 上下水道課長 原之園 修 司 町民生活課長 森 裕子 経営企画課長 安 倍 達 也 魅力づくり推進課長 矢 山 良 寛 教育課長 久 芳 義 則 税務課長 佐々木 信 一 田園都市課長 川上克彦

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 中 原 三千代

議会事務局書記 山 本 恵理子

総務課主査 今 任 邦 徳

$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$

開議 午前9時30分

○議長(阿部文俊君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 一般質問

○議長(阿部文俊君) 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許可します。

有田議員。

○3番(有田行彦君) それでは、私は平成30年度の町の施策事業の現状についてという項目 のほうで質問の要旨は5つほど上げて質問の要旨としてさせていただいております。

それでは、平成30年度が始まって町の施策事業が予算どおりに執行されているか。新国富論のアンケート調査を参考に町の施策事業を進め、平成30年度当初予算へ反映させたいと町長の話でありました。町民のアンケート調査は久山町内約3,000世帯に配布し、合計1,544世帯の調査を回収、その結果、回収率は約51%、白紙で出したという人もおられます。また、町民の半分の意思で本当に町民の声が反映されるか。今日まで町がやってきた行政サービスは町民の苦情、要望に沿って取り組んできている価値の高いものであります。調査内容は行政サービスが失われるという仮想的な状態を想定するとは理解に苦しみます。先人の方の努力で作り上げてきたものを仮想であろうと失うことを考えることは先人の方に対して申し訳ないものがあります。それでなくても町民の苦情、要望の行政サービスは向上していかなくてはなりません。それに伴う予算も必要です。

そこで、お尋ねします。町民から新国富論の骨子を説明してほしいと尋ねられるが、私自身もわからない。交通アクセス、子育て支援施設や総合病院をはじめ介護施設などの人工資本が福岡市、北九州市、篠栗町と比べると久山はランクが上というのは理解がしがたい。新国富指標の計算フローチャートによると、非市場の現況森林土地面積を森林資本に加えているが、人工資本との整合性に欠けているのではないか。町長はこの点をはじめ新国富論や調整済新国富指標について簡潔にわかりやすい説明をお願いします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今年度の予算に一部、先に行いました町民アンケート調査の結果に基づいた部門を今年度の予算の一部に新国富関連事業という形で上げさせていただいてま

す。今の有田議員のご質問の中で従来は住民の方の苦情、要望あたりに応えながらやって きたんじゃないかということですけども、ちょっととらえ方を申し上げたいと思いますけ ども、今回の新国富のアンケート調査というのは、初めて本町で行ったわけで、まず新国 富というのを、なぜこういうことをやったかというと、新しい指標、経済指標が出たか ら、それに基づいて九州大学が久山町の数字を出していただいた、それであわせて全県下 の数字を出せたときに、その新しい経済指標、新国富指標を用いた自治体の豊かさという のが久山町は1位だったという、これから始まったんですけれども、これは新しい経済指 標というのは、ちょっと長くなるかもしれませんけれども、これまで国だけではなく全世 界がGDP、いわゆる物の生産と消費を、それを豊かさの指標として全世界の国々がこれ を目標にGDPの数値を目標に上げることを目標にずっといろんな開発を進めてきたんだ と思いますけれども、ここに来て全世界が先進国、そして後進国は先進国に追いつこうと して、いろんな開発投資をしながら追いつこうとしている、そして発展途上国になって、 その後にまた後進国が続いている。しかし、ここに来て世界の経済学者がなぜこのような 新しい指標を作ったかといえば、いろんな地球環境の問題あるいはエネルギーの問題、あ るいは環境に付随する健康の問題、教育の問題、考えたときに、このままGDPだけを目 標に経済、豊かさの目標にして世界が進んでいったら、将来に持続できる、社会が持続で きるんだろうかというのを疑問に思ったのが世界の経済学者、この人たちだったと思うん ですよね。だから、豊かさというのはGDPという、いわゆる今までは見える形のものだ けをその指標にしてきたけれども、本当はGDP、生産、商品も大事だけれども、そのほ かに環境問題にも影響する自然とかあるいは教育とか健康、これから生み出される豊かさ というのを重視すべきじゃないか、同じように重視すべきじゃないかということで新しい 国富指標というのはGDPだけじゃなく自然と健康、教育といった指標も同じように大事 にしていかないと、将来持続ある社会はできなくなりますよ。これは単純に言ってもそう ですよね、エネルギーがなくなれば、あるいは中国のようにただGDPだけを目指して、 じゃ国民の生活はPM2.5でCO₂が満タン充満したような地域社会で暮らしてるところ がGDPで言えば今世界第2位なんですよ、アメリカに続いて。これが本当に豊かさと言 えるか。だから、経済学者が新しい指標を作って、これに基づいて全世界が開発を進めて いく必要があるんじゃないかと、だからこれが新しい指標となったわけです。たまたまこ れを九州大学の馬奈木先生たちのチームが、じゃ日本の中でもそれぞれの自治体がそうい うことを自分たちの地域を豊かにしようということで進めているわけだから当てはめてみ ようとしたら、久山町は4つの指標でいけば福岡県下で一番ですよということ、これから 始まったんですけどね。ですから、今回行った住民アンケートというのは今現在の住民の

方々の要望という、これ従来のアンケートじゃなく、将来の人たちも受けるであろう豊か さを残していくためには今あなたは何が必要と思われますかと、そのときにあなたはそれ を成すためには自分が幾ら出しても構いませんかとか、ちょっと今までにないアンケート をやったんですけどね。しかも、そういう中でやってきたから、今回のアンケートで出て きたのは、今の要望だけじゃなく将来の例えば公園とか保育所も出てきました。それは将 来の久山町を豊かにする人材を大事にしなくてはいけない、そういう環境作りとか、ある いは現在のそういう医療福祉サービスとか、そういうものが出てきたものを全体をこの久 山町の30年度の予算をこれに向かってするんじゃなくて、その一部を入れていく、これは もう将来の久山町のまちづくりを豊かにするための施策として試験的に大きな金額じゃな いけど載せていったわけです。ですから、有田議員がおっしゃるように、これまでは地域 の要望、苦情、特に要望なんでしょうけど基づいてやってきた。それは現在の住民の方の 要望であり、個別の要望。だけど、アンケートは、わずか50%と言われますけど、通常の アンケートで50というのはものすごい数字なんですよ、信頼性からおけば。通常は、もう 20%ぐらいで大体その地域の声だという形、あるいはいろんな統計上の声だということで するわけですけど、これ50%の回収率ができたというのは、かなり町民の方が真剣に、ま たその声がそういう町民の要望だということは私ははっきり言って言えると思います。で すから、そういう意味でやってきたわけで、ただ最後に言われた国富指標について簡明に と言われましたけども、僕はその中身をおかしいんじゃないかとか言われましたけども、 要は先ほど言いましたようにGDPでじゃなく、そういう人工資本だけじゃなく、住宅開 発とか工場とか機械を投資とかインフラ整備だけじゃなくて教育、健康、それから自然、 そういうものを含めてですね、新しい、それを、GDPというのは数字で出てきます。だ けど、自然資本とか人的な資本、健康とか教育というのは数字で出てこないから数字化し ようとしたのが、この国富の評価指標ですよね。だから、それで、その中身をどうこう説 明しろといっても、これは決まったルールの中で経済学者が決められたルールで数字を掛 けて出してきた数字ですから、先ほどおかしいじゃないかと言われても、これはもちろん 私がそれを説明することは不可能だと思います。ただ、端的に言えるのは、福岡市より久 山町高いのは納得できんと言われましたけども、今回九大が出した指標で久山町は確かに 一番になりましたけれども、それは人工資本と人的資本と自然資本、この3つの合計で久 山町は1人当たりの将来に持続できる社会の豊かさを持ってる町の数字が1人当たり三千 何百万円という形でデータで、ただ一つ一つを見ていくと、例えば人工資本でも圧倒的に 総額は福岡市が多いんですよ。だけど、1人当たりにすると久山町が高い。それは端的に 福岡市は150万人おられます。久山町はわずか8,000人です。しかも、この8,000人の中に 久山町の人工資本というのは企業団地があります。それから、このちっちゃな町ですけども公共下水もほぼ9割来でいる、上下水もしてる、学校、いろんな公共施設、光ファイバーもやってる、企業の生産も高い。そうなると、1人当たりにすると久山町が高いんですよ。だから、久山町は1人当たりのそういう公共投資の額が非常に高い町だということは言える。だけど、一方で人的資本、教育とか健康、自然資本、これは必ずしも高くない、この新しい指標からいえば。そういう状況ですから、あまり難しくとらえられないで新国富指標というのはあくまでも物を作ったりGDPだけじゃなくて将来久山町の豊かさを残していこうとすると人の健康とか教育とか自然というものを大事にして行政を進めることが必要じゃないかということで今回そういうアンケート調査をさせていただいて、その中で上位の4つぐらいを予算化させていただきました。だけど、これはそれだけを特出して予算化したわけではない、全部がですね。一部は、もう既に当然我々が予算化した、例えば今進めているもの、幼稚園の預かり保育とか公園とか、そういうものも一部もう既にそういう将来の豊かさを残す施策として該当するものがあるから、それも含めて新国富の予算とさせていただいています。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 町長が、今、あまり神経質に考えられてるというような言い方されましたけども、私はこの調査のアンケートを今後の施策事業やら予算に反映すると言われたから、私はそれならば我々議員もよく知っとかないかんちゃないかなという立場でお尋ねしております。また、そういう中で市場性がないお金にならないものは資本にならないということであろうと思います。森林土地面積を非市場の森林資本に加えてあるが、現在林業経営の厳しい中で大分県中津市耶馬溪や朝倉市方面での山崩れは巨額の復旧工事費用が発生している。常日ごろの防災工事も必要。新国富論での森林の土壌保全等を考えるとプラスの資本にしているのは疑問があります。

次に、調整済新国富指標について再度お尋ねします。例えば鹿児島県での新国富論では、トカラ列島の十島村がトップでありました。ところが、調整済新国富指標では6位になってる。全くこういうことは理解ができませんが、九州各県、特に鹿児島県の新国富論では1位が長島町、離れ島、2位が宇検村、これまた離れ島、3位が三島村、これまた離れ島の3自治体は人口が減少しております。鹿児島市は43自治体の中で41番目、九州のほかの県の1位は離島や村が多い。久山町は福岡県内で1位、久山町は離島、村と一緒なのか理解できない。また、今後新国富論に何らかの予算づけをするのか、その点をお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) まず、調整のことを申しますけども、調整というのは第1段階で先ほ ど言った人工資本、いわゆる住宅とか工場とか公共インフラ整備、それから人的資本とい うのは人的に高めて豊かさを生み出している教育とか健康、それから自然資本ですね、鉱 山とか石油とかガスとかあるいは漁業、林業とか、そういう人的資本、人工資本、自然資 本、これ人工というのは人口の口じゃないから、工業のほうですから、それを全部3つの 資本群を出した後に若干調整をされてます。この調整は何かって、私も詳しいことは知り ませんけども、例えば原油というのは自然資本なんですよね、地下埋蔵物。だけど、原油 については現在の、あるいは将来の原油の価格の上昇とか、そういうものも少し勘案して 調整をされてるということ、それから二酸化炭素も先ほど言いましたけども工場とか何か をたくさん造れば人工資本は上がるけど、一方で自然資本を壊されていく、だからそこに は若干の調整を加えないかん、そのような調整をやってるのが第2段階でありまして、若 干この地域によってそれで数字が変わると思います。それから、島とかなんとかというこ とがあっている、だから私はもう順位に余りこだわる必要はないんじゃないかなと。島と かというのは人口1人当たりにすると、特に人工資本なんかは高くなるんですよ、どうし ても。だから、私はこの順位とかにこだわるんじゃなくて、この中身を本当に理解して、 もともと久山町というのはこの4つの指標を大事にしてきたまちづくりをやってきた町だ から、うちにとっては本当にこの新指標というのは、これからの政策を進めていく意味で は参考となる指標だと私は思っていますので、今後もこういうアンケート調査というのは 実施しながら、久山町の将来の人たちにも豊かさを残していくという意味でPRして、特 に先ほど言いましたように人工資本は高いわけですから、農業とか山の資源活用というの は、まだほとんどなかなかできてません。そういうのと、久山町が進めてきた健康づく り、教育というものを高めていく必要があるんじゃないかなと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 町長も、いや、自分もよくわからんとおっしゃってました。それで、議会としてもこれから新国富論を取り入れていくということであれば、大いに勉強していかなくちゃいけないかなと思っております。また、ある意味では、この離れ島については離島についてはという話がございました。離島については国は離島対策交付金とかというような形で、例えば私たち長島町のところを通りましたところ、山にずっと風力発電してる、あっ、こういうようなとが、いわゆる離島交付金あたりでされてるのかなと。以前町長とも四国、高知県の四万十川の上流の梼原町に行きましたね。あのときも中山間地の交付金で風力発電がある、火力発電がある、水力、バイオマス発電もあるというように、要

するにその当時、梼原町、人口3,500ぐらいが一般会計の当初予算が63億円ぐらいあった。その当時久山町は40億円になるかならんかという感じで、これは非常に不公平感があるという気がいたしました。そこで、この離島4島については、そういうふうな離島対策交付金あたりを使ってらっしゃるから町、村そのものが潤ってるのかなという考え方も持っておりました。これは今後機会があるたびに町当局と一緒に勉強させていただきたいなとは思っておりますが。

次に、町長は新国富論のアンケート調査で町民の要望を施策事業に取り入れて予算に反映させていくと話されたが、町民の半分程度の回収率で判断すべきではないと。今までは隣組から区で集約した町民の要望が町に上がり、急を要するものから順に施策事業化されていました。これは先ほど町長も答弁の中でおっしゃっておられます。また、新国富論について町民の意見を聞く欄がありましたが、その結果を公表した上で町民全体の意見を考慮し判断すべきではないかと思いますが、その点どうでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 個別の意見も出したらどうかということなんですけど、代表的な意見というのはピックアップをしておりますけども、それはそれとして参考にさせていただきたいと思ってますし、改めて個別の意見を公表する考えは今は持っておりません。もし必要ならご覧になっていただいて結構でございますけども。
- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 新国富論のアンケート調査に出ている地域の子どもが気軽に安全に遊ぶ公園緑地についての要望は以前から町民の苦情、要望の中で上がってきていたが未解決であった。アンケート調査で取り上げるということは今までの要望に対してどう対応してこられとったのか。また、熊本県水俣市ではアンケート調査を行い、その結果を施策事業や予算に反映することはない。参考にするだけとの説明でありました。また、先ほど町長も言われましたが、保育所についてのアンケート調査の項目があります。定員120名の子育て環境施設の公設民営、町立杜の郷保育所は、平成30年5月1日現在、入所園児数125名、そのうち、0~2歳児は46名、町内の0~5歳児までの児童は539名、そのうち0~2歳児は239名。国の支援新制度では幼稚園も2歳児から預かることができる。しかし、町立幼稚園けやきの森幼稚園ではやってない。したがって、町立杜の郷保育所の存在は大きい。これからも大きくなる。また、杜の郷の待機児童についてはわからないが、県内の保育所における待機児童は0~2歳児が多いと聞く。福岡市の場合、待機児童の7割は0~2歳児。国の平成28年の子育て支援新制度では保育料が高額になる低年齢児である0~2歳児対象に公的な子育て支援の拡充の一環として待機児童対策のためにも地域型保

育を取り入れている。久山町でも今議会の議案第41号で地域型保育事業の運営に関する議 案が提案されている。アンケート調査によらなくても既に保育行政についてはこういう動 きがあっている。久山町は今後人口が増えると子どもたちも増える。幼稚園、保育所や認 可外保育所の役目は大きくなる。また、0~2歳児対象の地域型保育、仕事・子育て両立 支援のための施策や将来医療的ケア児を受け入れるモデル事業の施策の取り入れを研究し たらどうかと思いますが、どうでしょうか。

(町長久芳菊司君「3番目ですか」と呼ぶ)

- ○議長(阿部文俊君) 今のは2番と3番一緒なんですかね。1番は。
- ○3番(有田行彦君) 3番は幼稚園の問題です。ただ、保育所が町長も先ほど言われたよう にアンケート調査の中に出てきとったですね、保育所が、公園とか。そやけん、私は言い たいのは、現実的にそういう問題が既に起こってるんですよと。例えば0~2歳児につい て、けやきの森幼稚園では預からないと。それはもう当然杜の郷にお願いせないかん。現 在、0~2歳児は久山町では239名おいでになる。こういったことについて、そしてまた 一方では国では地域型保育等を取り入れてる。それで、今回の議会でも第41号議案の中に 地域型保育事業の運営に関する議案が提案されてるんですよと。こういうふうなところを 見てありますかということです。そして、さらに言いたいのは、3月議会のとき、私、地 域型保育のこと言いましたが、そういうことをする考えはないと。しかも、保育料を値上 げ、保育料、大川市あたりよりか高いじゃないですかと言うたら、それは公平にやります と、そういうふうな返事をいただいとったから、それで保育園とか幼稚園、保育所等につ いて幸いアンケート調査に出とったことについて町長もおっしゃってますんで、今お尋ね しておると。そして、なおかつこういった保育がいろんなところで保育のあり方が変わっ てきていますよと。例えば子どもでも医療的ケアを受ける。例えば福岡市がやってるの は、たん吸引ケア児を入れるモデル事業とかを公立保育所でされてますよということなん ですよね。そういうこともやっていかなくちゃいけないんじゃないかという意味で質問し てるんです。現実にそういうことも起こってるということですよ。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 新国富のアンケートによって保育関係の要望があってるからということだと思いますけれども、保育では預かり保育という形でアンケートの中にそういう要望がありましたので、保育に対しての、子育てに対する要望がありましたので、今年度は国富の事業の一つとして、けやきの森幼稚園で3歳以上ですかね、午後からの預かり保育も実施しますという方向で進めております。また、町全体の保育の状況については、現在本町は杜の郷のほうで町立の認可保育所、それからけやきの森で幼稚園という、あとは民間

の無認可の保育所が何件かで預かり、子育ての保育をしていただいてますけども、現状で 今大体待機児童はほとんどゼロに近いという形になってますので、今回さらに新年度から けやきの森幼稚園で3歳児以上については午後からの預かり保育を実施しますので、保育 所に預けてある方たちの動向はどうなるのかという、そういう面の様子を見ながら久山町 の、国の政策は政策でありますけれども、町の実態に合った形で保育行政というのは進め てまいりたいと思います。今現在そういう形での問題は発生してないのが現状でございま す。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) これからは久山町の人口が増えてまいりますね。そうすることによって子どもたちも確実に増えていきます。私、実際言うと、町内に今は0~2歳児が239人おられるとは思いもしませんでした。多いなという感じです。そして、杜の郷では0~2歳児を預かってらっしゃいますよと、46名おられますと。それで、ほかのところ聞きますと、0~2歳児の待機児童が多いとですよということを聞きます。だから、今後久山町もそういうことにならないような方法、方策を考えていく必要があろうという意味でお尋ねいたしました。

そこで、2番目は、新国富論では新事業への支払意思の中で。

- ○議長(阿部文俊君) 2番目に入った、もう。
- ○3番(有田行彦君) まだ続きですよ。
- ○議長(阿部文俊君) 続きですね、わかりました、どうぞ。
- ○3番(有田行彦君) 新国富論では、新事業への支払意思の中で、新事業への支払いという 項目がありますが、その意思の中で耕作放棄地に関して事業を仮に行ったとしても得られ る価値はわずかであると明記してあります、これに。それは理解がしがたい。それでなく ても耕作放棄地をなくすためや作らないようにするのは町、行政の責任であろうと考えます。また、久山町のPR活動は新国富論では低い数字、これもここに書いてあります。町のPR貢献度の高い、例えばかかし祭りは今年は中止するとかの話を聞きますが、町長は かかし祭りあたりをどう考えられるか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) よく質問の内容がよくわからなかったんですけど、アンケートの質問事項の中での選択方式の中の一つのことを言われたんだろうと思いますね、だと思いますけれども、それはだから自分、あなたはこういうことの中でどう思われるかという形での質問事項だと思いますので、町がその利益を得られないとか、そういうことを言ってるわけではないんじゃないかなと思っています。

それから、かかし祭りのことをどう思っているのか初めて今私聞きましたので、特に特 段、まあせっかくあれだけ、これ住民の方が自主的にやられてる事業ですから、ぜひ続け てほしいなとは思いますけれども、持続するというのは非常に難しいことだとは思います ので、それはそれぞれの事情がおありのことだろうと思いますので、そういうことは何か やめるということをそれを私がどうこう言えるわけじゃないと思います。非常に残念には 思いますけどですね。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 耕作放棄地の件については、これアンケート調査の中にも上がってて、もう文章で、耕作放棄地をする事業については、これからしてちゃ価値がないですよと言わんばかりの文章が書いてあるんですね。だから、これを特に私は言いたかったんです。それともう一つは、後で見てください、この資料。それで、あとは、かかし祭りは大いにPR活動について貢献されてると私は思いますよ、久山のために。一方のさくら祭りは金額で言やあ何百万円てかかってる。かかし祭りは町長いわくボランティアでやられるところにいいとこがある。しかし、ボランティアである、いいところがあるということじゃなくて、何らかの形でですね、あれだけ頑張ってあるんですから、恐らく私には何もおっしゃらないでしょうけど、手出しの部分が多いと思いますよ、あのかかしを作るにしても。そして、そのかかしを作るために出てきたら缶コーヒーの1杯ぐらいは、1本ぐらいはという気持ちでリーダーの人が飲ませてあると思いますよ。だから、もっと言えばかかし祭りに対する考え方もですね、さくら祭りと一緒にせれとは言いませんけども、考え方を前向きにひとつやっていただきたいと思います。

次に、3番目、統合幼稚園、けやきの森幼稚園が4月1日に開園したが、定員200名に対し入園児が164名、対象幼児3歳から5歳は5月1日現在で300名、入園していない136名はどうしておるか、どう思われますか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) これは教育課のほうで回答させます。教育長、いいですか。
- ○議長(阿部文俊君) 教育長。
- ○教育長(安部正俊君) ただいまの質問にお答えいたします。

幼稚園入園対象の幼児について3歳から5歳児の幼児の人数と入園していない幼児の状況について説明をいたします。

最初の情報として5月1日現在の人数を報告させていただきます。

まず、3歳以上の幼稚園入園対象の幼児の数は298人です。けやきの森幼稚園に通園している園児が164人であります。内訳としては3歳児である年少の幼児が町内107人のうち

60人、4歳児である年中の幼児が92人のうち54人、5歳児である年長の幼児99人のうち50人がけやきの森幼稚園に通園しています。全体の対象児298人のうち約55%の164人がけやきの森幼稚園に通園していることとなります。ご質問のけやきの森幼稚園に通園していない幼児は134人であります。そのうち久山保育園社の郷に通園しているのが79人です。内訳は年少児25、年中児22、年長児32です。

また、新しい制度の町内の届け出保育施設でありますが、せいこく保育園に6人、久山 みそら保育園に6人、久山かじか保育園に19人の計31人が通園しています。さらに、久山 町以外の幼稚園、保育園で新制度の施設型給付を受けている幼稚園、保育園に通園してい る幼児が6人いることがわかっています。全体の対象幼児298人に対して280人の約94%が ただいま申し上げました幼児の数になります。それ以外の18人の幼児、約6%については 町外で新制度の施設型給付を受けていない幼稚園等に通園しているか家庭で保育をされて いるかと思われます。これらについては届け出がないので、把握することができません。 以上でございます。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) ちょっと私の数字とは違いますけれども、町立けやきの森幼稚園に入 園してないのは134名ですね、136名と私は思っておりましたが、130ちょっと私は136名の 園児の保護者は共働きの家庭であろうと考えております。家の住宅ローン返済のために働 いているのかもしれません。働かなくてはいけないので幼稚園にやることができない保護 者もいます。子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的な理由で安心して子ど もも増やすことができないという声もあります。国は女性活躍は掲げているが、女性が外 に出て活躍するには子どもを預けて働かなくてはなりません。また、幼稚園、民間保育所 の保育料は国の基準額を上限に各市町村が預ける人の世帯収入によって決めています。女 性が働いて収入が増えれば保育料が高くなるのは矛盾しています。町立けやきの森幼稚園 では2歳児は受け入れていません。しかも、町の保育料は県内一高い。現在の保育料では 保護者の負担が多過ぎるということで国の基準額より下げる市町村が多い。全国的な保育 料の水準は国の基準額の6割台が多い。久山町は子育て世代が住みやすいまちづくりを進 めるため子育て優先の施策を考え、幼稚園、認可保育所の保育料は国の基準額より安くす べきだと考えます。幼稚園は5階層に分けてあるけれど国の基準額と同じ、大川市などは 安い、また粕屋町は第4、第5階層は5,000円、久山町は第4階層は6,000円、第5階層は 7,000円と高いと思いますが、この点についてはどう考えられますか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) いろんな政策はそれぞれの自治体の状況、事情によってなされている

ものだと思います。安いところだけを目につけると久山町が高いとなるだろうし、高いと ころに目をつけると決して久山町は高くありませんよということにもなってくるんじゃな いかなと思ってます。

それから、ただ基準だけで県下一とかというんじゃなくて、これは糟屋郡ほとんど一緒だと思いますけれども、その預ける人たちの所得によっていろいろ、例えば免除されたり減額されたり、あるいは高くなったりしていくわけですから、それぞれの事情で変わってくるから、町全体が久山町の人は高いとかということでは決してないと思ってますし、現状の形で進めさせてもらいたいと思っています。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 3月議会のときのこの資料を見ていただきたいということなんです ね。それは、何で福岡県一かと、町が、私が言うのは、この資料、新聞記事を見られたで しょう。私も大川市とか大木町とか、あるいは上毛町へ行って聞きました、あるいは柳 川。そしたらやっぱり高いんですね、県内一なんですよ、久山は。6階層、これも保育料 も8階層までありますけど、6階層の部分だけでも見ると6万1,000円、粕屋町以外、糟 屋郡の市町村は6万1,000円なんですよ。これが県内一高いということで記事になってる んです。それで、私自身もそこの記事になってた今さっきから言うごと、大川市等に行っ て聞きました。全くそのとおりですよ。だけん、久山町よりも高いところはないんです よ。これだけはひとつ町長認識していただきたい。それで、特に私はアンケート調査によ ってと言われるから、実はこういう現場のあれも見てないものかなという気がするんです よ。それで、今度はさっきから私言ってますが、地域子育て型保育ですね、これも0~2 歳児対象なんですよ。これからは恐らく0~2歳児は多くなってきますよ。それと、子ど もたちを増やそうと思うたら、今、子どもの子育て保育、教育には相当お金がかかって る。だから、もう一人作ろうと思うたとしてもバッシングされるんですよ。そういう声も 聞いていただきたいと思います。そこで、3歳~5歳児対象の町立けやきの森幼稚園です ね、定員200名に対して現在164名、そういうけやきの森幼稚園に入園していない約136名 の園児の保護者は働きに出ている家庭であろうと思います。女性の活躍を推進するために 国は平成28年に女性従業員のための保育の設置、運営の費用を助成しています。女性が残 業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に費用の補助を受ける事業も設置しておりま す。3歳~5歳児対象の町立けやきの森幼稚園に入園していない約136名の園児の保護者 にとっては必要な事業であろうと思います。国は幼児教育、保育を無償にする方針、しか し町内0~2歳児239名は住民税非課税世帯以外は対象外、低年齢児は人手がかかるため 保育料は高額となり、女性の負担も大きくなります。町立けやきの森幼稚園2歳児受け入

れは保育料を初め女性の活躍等を推進するため積極的な町独自の子育て支援政策を今のうちに考えておく必要があろうと思いますが、その点どうでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) けやきの森は幼稚園でございますので、保育を中心とした形、保育所的な機能はこれ以上充実、年齢を下げることは考えておりません。

それから、けやきの森幼稚園に来られてない人たちは、何か実態をお調べになってるのかどうかわかりませんけれども、幼稚園の選択は、これもう保護者の方が選択されるわけで、けやきの森幼稚園じゃないところを選択された方たちもかなりいらっしゃると思います。それはいろんな理由があってのことだろうと思いますよね。必ずしも働いているからとかと限定するだけじゃなく、教育の面で幼稚園を選択、こちらのほうがいいとか、そういう方たちもおられるだろうし、これは一概にその人たちを全部受け入れるような体制にしなさいということは、ちょっとこれはどうかなと思いますし、先ほど言いますように今現状をきちっと久山町では受け入れ態勢はできている状況でございますし、議員がおっしゃるように新しい住民の方も増えておりますので、そういうはきちんと将来推計を見ながら計画を進めてまいりたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 私はあえてしつこいようですけれども、現在けやきの森幼稚園に行ってらっしゃらない136名の方の内容を町長も把握しておく必要があるんじゃないかと思います。というのは、こういう方々のおいでになるということは私にとってはある意味ではせっかく立派な幼稚園、定員200名のところの幼稚園で164名って、これでも定員割れしてますけども、そういう幼稚園を造ったのに、136、私に言わせりゃ136名も行ってないのかと、これは残念でならない。それで、働くことばっかりじゃない、ほかのサービスも悪いからということであれば、そこら辺は改善して町立という意味であった、町立って名を上げてる限りにおいては、せめて定員オーバーになるぐらい行かせないかんですよ。行っていただくように努力せないかん。そういう意味からすると、幼稚園の保育料についてのお答えはいただいてませんでしたが、幼稚園の保育料は久山町は先ほど言いましたようにほかの粕屋町に比べてみても高いんですよ。この点はどう考えられるか、ひとつこの分も研究してみてください。それで、今すぐ答えは要りません。研究していただきたいと思います。

それから、中学校給食は平成32年度に完全給食で供用開始と話されていたが、弁当給食になった経緯は。今年4月21日の説明会での保護者の反応はどうだったか。また、弁当を希望する生徒数は全体の何%を見込んでいるか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 教育長のほうから回答させます。
- ○議長(阿部文俊君) 教育長。
- ○教育長(安部正俊君) 中学校の給食について、自校方式、それから親子方式、センター方 式、弁当給食、ランチサービス、いろいろな方法について検討を行って、当初平成32年に 開始する予定で進めておりました。しかしながら、保護者、また生徒のニーズができるだ け早い時期に給食を開始してほしいというそういう要望も強く、また議会からでもできる だけ早く実施するようにという求めもありました。保護者、生徒のニーズ、給食施設建設 に伴う建設費、ランニングコスト、家庭での弁当を希望をしていらっしゃる保護者の存在 ですね、中学校の時制変更等、いろいろな観点から総合的に検討した結果、保護者、生徒 のニーズに対応するために選択制のランチサービスの開始が最も効果的であると判断いた しました。この選択制ランチサービスでは、平成31年度の5月連休明けに給食開始ができ るように今進めているところです。今ご質問にありましたランチサービス開始に伴う説明 会ですが、保護者説明会として4月4日にPTA新旧三役会、参加者は10人でした。4月 17日にPTA新旧実行委員会、参加者45人、4月21日、PTA総会、参加者141人におい て経過報告、ランチサービスの導入開始について説明をいたしております。保護者からの 意見として早くできることはいいことであるので、早い開始を望みますという意見が出て おりました。また、弁当を注文することと家庭で作った弁当を持たせることは選択できる のですかという質問もありました。そういうことから、保護者の中には親が作った弁当を 引き続き持たせたい意向もお持ちの保護者がいらっしゃるのだなということを改めて認識 したところです。そのほかの質問、意見はありませんでしたので、保護者の理解をいただ いたというふうには理解しておるところですが、今後保護者や生徒に対して試食会を開催 し、さらに理解を求め、喫食率の向上に努めていきたいと思います。

ランチサービスの希望者の見込みですが、できれば皆さんに利用していただきたいとは 思いますが、半数以上を目標に、できるだけ半数はクリアしたいというふうに考えており ます。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) そうすると、弁当給食をずっと続けていくということでしょうかね。 完全給食というのは弁当給食のことを指すのか。私は給食に対する私は考え方がまた私自 身も思いが深いですよ。私が久原小学校4年のとき給食が始まりました。それまでは弁当 持参の昼食でありましたが、私にとっては強烈な記憶がよみがえってきます。弁当の時間 になるといなくなる同級生がいました。その子は職員室で担任の先生と一緒に先生のお弁

当を食べていました。今ではとても考えられない悲しい光景であります。だから、私は給食になったとき、みんな同じものを食べているんだなあと、そのときなぜかうれしかったことを記憶しています。弁当給食というのは私は理解できません。完全給食を実施すべきではないかと思っております。希望者だけの弁当給食は、なお私は納得がいかないところであります。この点どうでしょう。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 前回のときも完全給食の実施ということは私も言ってないんですけれども、望ましいのは完全給食なのかもしれませんですね。また、委員会のほうからも今回弁当給食を了解といいますか、進めていこうということについては、これをずっと将来やるんじゃなくて、将来は完全給食を目指してほしいということでいただいてますので、その辺は、また今後このとりあえず中学校は一番急ぐというのがご父兄の声でもあるし、また一方でこれまで長年親子弁当方式でやってきた中学校では、これは新宮町とか須恵町さんでも出てるんですけど、保護者の方がそれを実施しても自分で弁当を作ってあげたいという方もかなりおられますし、この辺のところをまず弁当給食で実施してその状況を見ていきたいと思っています。将来、そういうこれは一つの経費の問題もありますけれども、完全給食ができる体制になれば、それはそれで考えていくべきだと思ってますし、久山町、中学校1つ、小学校2校、それぞれに自校方式をやると非常に非効率なんですよね。それぞれに栄養士を配置していくということは、だからもしやるならば、もうどっかに一つ持って、久山町のセンター方式みたいな形で完全給食を実施するという形が望ましいかなと私は思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) とりあえず弁当給食ということだろうかと思いますが、とりあえずこれからは432万円かけ、設置工事、設計費をかけ、そして弁当保管室を工事費をかけて造るということですね。それなら、さっきも町長は、さらっと言われましたけども、一日も早く完全給食の使用開始をしていただきたい。

次に、総合運動公園について特定財源である国の交付金をはじめ工事完了までの資金についてはどうなっているか、計画の見直し、縮小を考えておるのか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) これは課長に。
- ○議長(阿部文俊君) 課長。
- ○田園都市課長(川上克彦君) お答えいたします。

総合運動公園整備につきましては交付金、それから町債、町単独費と3つの財源を利用

して事業を実施しているところでございます。現在、認可時に約12億円のうち5億円が整備済みでございます。残り約7億円が残っておるところでございますけれども、これの財源内訳といたしましては交付金が3億5,000万円、起債3億1,500万円、単独費3,500万円を見込んでおります。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) 平成30年度の財政調整基金、我が町の残高は約6億7,000万円、総合 運動公園事業に国からの交付税が十分でなかった場合、町の出資金で事業を行うことは理 解できません。先ほど担当課長も説明されましたが、国が自治体に配る地方交付税に対し て懸念があります。現在、各自治体も危機感を持っているのではないか。例えば須恵町で は独自財源作りを目指している。須恵町も年々基金の取り崩しがあり、2016年度は3億 円、2017年は2億円、2018年は2億5,000万円の取り崩し予定。その結果、残高は18億 4,000万円。久山町より多い基金残高があるのに公共施設の改修等ができない可能性があ るという危機感の中で独自財源確保のプロジェクトをスタートさせている。久山町は健康 維持のためのサプリメントやドレッシング開発を目的とした(株)レオロジー機能食品に 出資しているが、町民への還元はない。また、総合運動公園の一事業に30年度一般財源か ら出資している。これ以上の出資は承認できない。31年度の工事完成まで先ほどの課長の 説明では7億円必要とあるが、町の独自財源である固定資産税を徴収をするためのみなし 課税については平成30年1月1日現在、仮換地の使用収益を既に開始している土地につい ては、みなし課税を実施するとありますが、実施することができない案件もあり、一般財 源の不安がある。工事資金調達に不安があるならほかの事業にも与える影響もあり得る。 早目に見直すべきであると再度お尋ねしますが、その点どうでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 総合公園の事業につきましては、先ほど課長が言いましたように、基本的に交付金を活用してまいりたいと思ってます。そのほかに裏財源として町債等を充てる形です。いずれにしても、かなり大規模な公園設定をしておりましたので、この事業の内容については31年度までが認可期間になってますので、今年度事業診断をやって、県とその辺のところを進めながら認可期間の変更ができるのかできないのかという協議もしていかなきゃいけませんけども、それとあわせて事業内容の見直しをやっていく必要があるかと思ってます。

以上です。

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

- ○3番(有田行彦君) これが最後になりますけれども、先ほど課長が説明されましたあと7億円、基金ですればあと7億円、これが必要になってくる。30年度は国の交付金を90%。 当初予算1億300万円かけて工事をするということですけれども、国の交付金90%ということについては、恐らく足りない部分が、工事を完成するために足りない部分ができてこうと思いますが、この点はどうされますか。再度お尋ねします。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 基金は今9億8,000万円ぐらいあるんですけどね。これは決算になってないのと、今年度だってまだ予算化してみなわかりませんけれども、それはよろしいですけども、いずれにしてもこの事業は今有田議員おっしゃるように事業費があと5億円、6億円あるから基金は全部なくすというようなやり方で進めるものではないということですね。交付金が減れば、今度は期間を延ばさざるを得ないし、あくまでも交付金を基本に置いて事業の進捗を進めてまいりたいと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) ちょっと基金の9億円とおっしゃってましたけど、今年30年度は3億円取り崩す予定でしょう。私は町長が言われてたごと、これは基金は、ほかの事業もあるんだから、絶対使うべきでない、これだけに。これだけは強く私は言いたい。そして、この交付金の90%、国からの交付金の90%、今年の特定財源の内容を見ますと5,000万円になってますね、これの90%なのか、あるいは総事業費の1億300円の90%なのか、ちょっとお尋ねします。いよいよもって来年の工事完了7億円までには届かんわけですよね。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 何度も申し上げますけども、事業認可期間はあと今年入れて2年ですかね、なっているわけですから、その間に残りの7億円近くを使うということは、これは到底できないし、また実際に交付金が2億円要望しても5,000万円とか、そのぐらいしか、5,000万円以下、3,000万円程度ぐらいしか今のところ、どうしても今、以前はそれぞれの事業に対する補助率があってその補助金が確定してましたけれども、今は交付金という形で全体をパッケージにしたような形で来ますので、その中で国は生活に直接結びつくインフラ整備、道路とか橋梁とかあるいは公共下水とか、そういうものを優先に予算の優先度ができますので、今は昔と違って公園に対する国の配分というのは、どうしても少ないんですよね。だから、うちが単独の財源を投資できないならば、交付金が額を落とされれば、その交付金に見合った形で期間を延ばすか、あるいは事業の見直しをしなくてはいけないなと思っております。
- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。

- ○3番(有田行彦君) 最後ですが、町長、見直すという言葉についてはどうですか、見直 す。もうこちらのほうは、もう時間が迫ってる、見直すと、見直さなくちゃいけないと、 この事業はということはどうですか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 何度も言ってますけど、来年度が事業認可の期限になりますから、今年度そういう総合運動公園についての事業判断、これはきちんとした形でやる必要があります。そして、それに基づいて今言われた事業の見直し等も当然出てくるんじゃないかなと思ってます。

(3番有田行彦君「終わります」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 休憩 午前10時30分 再開 午前10時40分

~~~~~~ 0 ~~~~~~

- ○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 4番佐伯勝宣議員、発言を許します。
- ○4番(佐伯勝宣君) 私は4項目ですね、前回、3月議会からの課題の提出もございます。 1点目、中学校給食導入について、先ほどございました。2点目、街灯設置について、 3点目、町の諸問題から見える役場機構のあり方について、4点目、土地開発についてで ございます。

1点目の中学校給食導入についてですが、大体の内容は教育長、そして町長もおっしゃいましたし、今回はさらっと流す程度に考えております。ただ、やはり気になる点がございます。先ほど隣の議員もおっしゃいましたが、やはりちょっと弁当制の給食に納得できないものがあります。平成31年度選択制ランチサービス給食導入の初期予算が前回3月議会承認されましたが、どうしても安上がり重視と言わざるを得ません。そこで、私町長にお伺いしたいんですが、学校給食における安心・安全、そしておいしさ、これをどう考えておられるか、簡単でいいですよ。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 安心・安全、どう考えているかって、当然子どもたちの給食ですから、栄養面から、それから給食については、いろんな事故が起こらないような、中毒とかですね、そういう管理に万全を期していきたいと考えています。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 今回はこれでいいです。もう簡単ですが、隣の議員もある程度聞いてくれましたんで、またちょっとまとめてから次回にでも言います。

次、2点目の街灯設置にいきます。上久原の土地区画整理事業が行われているところ、新しい住宅が建ち並んでおります。町長も同じこれは隣組合になるんじゃないかと思いますが、そこの一帯が街灯がまだございません。そして、聞いたところによると、街灯を設置する場合、電灯料といいますか、それは隣組、区なり隣組が何か持つといいますか、そういった仕組みがあるそうですが、この地域はもうご承知のとおり隣組がまだできていない。しかし、やはりここ若い世代の方々、たくさん移り住んでいるわけで、夜はもう真っ暗で、ちょっともうこれは気味が悪い、危ない。そして下の公園には道路渡って公園に行くんですが、そこ階段があるんですが、これやっぱり危ない。住民からは、せめてごみ捨て場のところぐらい街灯設置をしてほしいというような要望がございます。今後の街灯設置の予定についてお伺いしたい。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 上久原の土地区画整理事業によってできた新興住宅地の街灯の設置に つきましては、これはもう以前から地元の区長さんと、また地元議員からもそういうお話 があってましたので進めているところでございます。当地区は本来当地区というよりも本 町では防犯灯は町が設置し、その管理費は行政区で、行政区というより住民の負担でという形で進めております。町内各8つの行政区ありますけれども、そこそこでちょっと若干 違うんですけれども、大半が行政区で電気料等を負担されてるところが多いんですけど、 当上久原地区では組合でその維持管理を行っていただいているという、そういうのが一つネックにあって、区長さんによりますと今年度の総会で一応その話をされて、電気代を行政区のほうで支払うという方向に切りかえないと、今、区画新興住宅地はぽつぽつと家が建ってまだ組合もできてないので、もう個人が負担するような形になりますのでですね、それではできないだろうということで、まずは行政区のほうで組合から区の負担ということを区民に了解をとった上で、今言われたような実態は地元と地域の方と区長さんが協議されて町のほうに上げていただくということにしております。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 早急にこれ設置していただくように、これは私もまた要望という形で 上げたいと思います。

そして、次に行きますかね。昨年12月から、もうずっとこれやっております、町の諸問題から見える役場機構のあり方についてということで、いろいろ項目上げております。道の駅事業と新国富事業の関係、そして2点目、平成26年の補助金目的外使用について、こ

れもいつも言っています。 3 点目、平成29年12月議会からも言ってます、これは町長の不適切発言ございました。これ、町長、撤回されません。しかし、このままでいいはずがございません。それを今回きちんとここで私も手順を踏んでおりますから撤回されて名誉回復したほうがいいということで上げております。

4点目、これは町選管、平成28年度町長選のときの町選管による私への辞職強要について、これ町長、リサーチをされたんでしたら、きちんとこれは手順を追って、これはやらなければいけない、その手順がなされていない。ですから、上げております。

5点目、平成28年3月18日の会議録改ざん、これ会議録改ざん、今世間で騒がれております、公文書改ざん、同じでございます。これ、元議会事務局長矢山課長の名前を上げております。なぜ町長はこれ、この問題を放置しているのか、それについてであります。

順番から行きます。

1点目、久山道の駅事業と新国富事業の関係でございます。これは昨年、改選前から町長は久山道の駅事業で購入した山ノ神の土地、ここを農業振興、この事業をやるということで言及されておりました。そして、新国富事業がその改選と同時にその話がありました。その中に農業振興という項目、これは32項目の質問事項の中にございました。当然関係はあると思いますが、そういった中でこの町購入済みの用地、これを使うんでしたら、これは町民に説明しなきゃいけないと思うんですよ。というのは、道の駅事業は平成28年3月に断念しましたが、これ説明が町民に十分にできていない。この辺をどう考えるのか、町長、まずこれにお答えください。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 質問の趣旨がはっきりしないんですけれども、道の駅の関係については、もう既にいろんな決着した問題ですから、これについてどうこうという回答は控えさせていただきます。

それから、この道の駅事業のときに、道の駅事業というよりも観光交流センター事業ありまして、町が購入、施設を造るとして予定として国庫補助金等で一旦買った土地について最終的に事業が中止ということになりましたので、用地が今現在残っている状況です。これの活用については、本来もともと農業を含めた、農業だけじゃなく農業と商工観光合わせた形での地域の活性化を願った事業でございますので、この土地の活用については、そういうものに今後も充てていくのが一番ベターかなと思ってます。ただ、本来はあの土地だけでは、その領域を賄うものではないし、また今後のこの土地利用については、今現在まだ白紙の状態です。これだけをどうするのかと言われても、これだけをどうするかという土地では私はないと思っていますし、新たなそういう事業の展開をするには、何でも

天地人という言葉がありますけども、何でも大きな事業をやろうとするときには天の時、時の利、それから地の利、それを中心として動かす人の力がちゃんと備わってできてるかという、これがないと事業というのは成功しません。あのときは全て私はそれを備えた、準備をしていたつもりでしたけども、最終的には承認を得ることができませんでしたので、それがなくなった以上、そういういつでも無防備にそれを仕掛けることは、これは誤ったやり方だろうと思いますし、そういう機運を高め、また計画をきちっと作りながら、今度はまた地域、そういう住民組織も入れた形であそこの一帯のそういう土地利用についても進めていきたいと考えています。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 私はやはりこれはまだ町長は説明責任を果たしてないと思うんですよ ね。といいますのは、私は一般質問、12月からやってるように、町長の土地が隣にあると いうこと、5,040平米としてこれ通用してますが、5,040平米の土地じゃないですから、こ れもちょっと訂正してもらいたい。本当は4,000平米ぐらいの土地ですから、そりゃ魅力 づくり推進課がきちんとこれは面積の訂正をしなければいけませんけども。事業予定地 に、町長の土地が隣にある、これは必ずしも悪いこととは申しません。といいますのは、 あと4点目も言いますけども、下久原の片見鳥の土地ですか、ここも何かうちの土地はあ るみたいですから、そういった意味でそれを一般質問するといいますか、どうなってるか と一般質問後でしますけども、必ずしも私は悪いとは言いません。しかし、これまでの経 緯、平成27年3月が最初でしたね、それから2年間議会で議論してる、そういった中でな ぜ、もうこれ隠していたんですね。町長の土地があるというような話も聞いてたけど、そ のこと触れたら、何を言ってるんだということで、誰がそんなこと言ったんだということ で発言訂正しろと言われた。そんなところで私もわけわからなくて、はい、わかりまし た、訂正しますみたいな。しかし、結局こうやって隣に大きな土地があった。そういった のを含めて、これは町民に対して説明責任まだ果たしてないと思うんですね。といいます のは、土地を購入するにしても議会は一転して、これ観光交流センター事業、私は総称し て久山道の駅事業というふうにこれは呼んだほうがいい、町長も最初そういうふうに命名 されましたから、それを使ってるんですが。一回これは可決はしましたけれども、その後 私が反対しまして5対4でひっくり返った。その後町長たちは強引に、これ土地買ってる んですよね。平成26年の11月25日ですかね、全員協議会で、もう一回議会が承認したんだ から、もうこれ話を進めますということで、我々がブーブー反対したのに、もうこれは町 長は進めて、翌年度年度末ぎりぎりで土地を買ったと。そういった中でずっとその土地だ けが残っている。結局断念はしたけど土地が残ってる。それを住民説明会で説明しなきゃ

いけなかった。住民説明会やったんですか。まちづくり懇談会やりました。しかし、道の 駅事業断念説明会じゃなかったですよね。道の駅やるときに道の駅のことを説明しまし た。ただ、そのときもまちづくり懇談会ということでやりました。だったら、同じように 資料を用いて説明しなきゃいけない。そのことどう思われますか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 観光交流センター事業については、もういろいろ議会で議論して補助 金関係全て決定をいただいておりますので、これについては改めて私から申すことはあり ません。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 私もこれもう早く終わらせたいんですけど、終わるわけにはいかんと ですよね。というのは、平成28年3月議会、断念を決めるときも町長、議会で偽証してる んですよ。私、指摘しましたよね。平成28年3月議会の冒頭、この断念を町長は表明し た。しかし、実は断念処理というのは全然進んでなかったんです。そのことを私指摘し た。県に確認した。町長が県と協議をしているというふうに言った。国に対しても、今ま でこういった事例、一回承認しとって、また後からこれ議会で否決するなんていう事例は 今まで前例がないから今時間かかってますと言いました。しかし、そんなことはあり得な いです。前もってその1年前、私は国交省の担当課に確認しました。もし今議会がこれを 補助金を反対して返還するということになったら、これご迷惑がかかりますかと、いや、 そんなことないですよ、全国いろんな自治体、いろんな事例があります。別にそれやって も構いませんということを補助金の担当課はおっしゃいました。そういった中で、今まで 前例がないなんて答えるわけがないんですよ。それがまず1点。そして、実際にこの事業 断念、補助金返還処理をしていた担当課、これ私直接確認したと言いましたよね。これは 町は説明をされたんですか。はい、全員協議会で2月に町長が説明しました。だったらお 話ししましょうということで話を担当課長がされて、まだ久山町さんからは、そういった 具体的な返還に対する話はあってませんと。町長が言ったことと話全然違うんです。ま ず、そのことを私音声データを示してちゃんと音源がありますよと、国交省も県もちゃん と音声がありますよということを示しました。町長はそのとき座りながら、あさっての方 向見てました。ぼんやりされてました。図星だ、そんな形でおられました。それについて 町長、まだ説明してないんですよ。いや、これもう話は進んでるということで町長は突っ ぱねましたけれども、具体的な事例全く示していない。それがまず1点と、その後言いま した、断念説明会というまちづくり懇談会という形で8つの行政区回りました。どこで道 の駅の話しました。これ、資料ですよ。これ、あくまでも当初予算、これに基づいて町長

は資料を作って、これについて質問してくださいと参加者におっしゃいました、これに基づいて、今度新年度の予算ですよと。質問もこれに基づいてしてくださいと。どこで道の駅断念のことに触れる機会がありました。唯一触れる機会が住民の前にあったとしたら猪野ぐらいですよ、何でも聞いてくださいと。ただ、猪野の方は優しいからそれに触れませんでした。黙って聞いていました。和気あいあいとしていました。猪野ぐらいです。ただ、ほかは町長ら執行部は道の駅事業断念のそういった話を振る機会与えなかったんですよ。それでなぜ町長、みそぎは済んだと、みそぎという言い方悪いですが、思われるんですか。それ答えてください。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 私のほうからは特段ありません。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 昨年12月議会、私が町長の土地が隣にあるということで図で示して言ったときに、これはもう町長、選挙で信任されたから話を進めると言いました。でも、ちょっとそれは乱暴だなと思いました。そして、さきの議会でも別の議員の一般質問で平成30年度中にこの一帯事業計画作ると、話を進めますというふうにおっしゃいました。さっき白紙というふうにおっしゃいました。違いますよね。具体的に進んでますよね。しかし、進める前にこれまでの経緯を住民にちゃんと説明しなきゃいけないんじゃないですか。そのときに町長の土地がありましたと。これ、最初に認めときゃいいんですよ、私みたいに、下久原、片見鳥、うちの土地ありますと、ここ開発どうなってるんですかねえという形で私言ってます。そういう形で言っときゃいいのに、今まで隠した形で、いや、ここは事業計画に入ってないから答える必要ありませんと。でも、事業計画入ってなくても、これいずれ広げなきゃいけない。当然町長の土地もかかってくる、そういった位置図なんですよ。そういった中でこれは説明責任がある。そして、近い将来、これは個人の利益誘導になりかねない、そういった状況であるのであれば、今度やる農業振興、頭にあるのであれば、それはきちんとした形で町長が町民に対して説明しておかなきゃいけないんじゃないですかね。どうでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 佐伯議員の個人的な思い込みの中で根拠のない質問に対しては回答することができないと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 私、佐伯勝宣は町民から選ばれた公人でございます。そして、私は知る権利がある町民の代弁者として町長に対して私に与えられた権利の中で聞いてるんで

す。個人の見解というのは町長はこれは全く言っちゃいけないことです。そういった逃げ 方というのはないんですよ。これは町民の税金で買った土地なんですよ。それを町長、そ のまま活用するというのは、これいかんですよ。・・・・・のっていうのは、今カット してください。カットしてください。だから、そういうふうに、・・・・と言われます よ、まがい。

> (町長久芳菊司君「今のとおり議事録しとってくださいね」と 呼ぶ)

・・・・と言われますよ。じゃわかりました。今のは取り消します、取り消しますが、まがいと言われますよ。だから、私はきちんと説明したほうがいいんじゃないですか、町長の土地を買ってもいい、あってもいいけど、ちゃんと説明して、町民が納得いく形でやったらどうですか。それをまだやってないじゃないですかと私は言ってるんですが、私がさっき言った個人的な見解というのは、そこは町長取り消してくださいよ。

以上、2点。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) あなたがそういう無理やり何か曲げて人の名誉を傷つけるような発言をするから私は・・・・議員と言ってるんですよ。
  - (3番有田行彦君「議長、ちょっと動議。私は町長」と呼ぶ)
- ○議長(阿部文俊君) ちょっと待ってください。動議内容をお願いします。
  - (3番有田行彦君「どういう内容かを今から説明しようと、最初の話から。私は町長の今の答えは、佐伯議員が訂正してくださいと、こう言ってるのに」と呼ぶ)

(6番本田 光君「有田議員、立ってから」と呼ぶ)

○3番(有田行彦君) はい、わかりました。

私は、町長の今の答えについては、おかしいと思います。例えば、町長が佐伯議員にあなたはとかというような言い方されてるけど、あなたも・・・・とか、そういうような言い方じゃおかしいんじゃないかという気がします。

○議長(阿部文俊君) ほかに動議ありますか。

(6番本田 光君「動議じゃなくて」と呼ぶ)

賛成の方ありますか。

(6番本田 光君「はい、賛成です」と呼ぶ)

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 町長も、後でそれこそ問題発言が増えますから、ここでまたそれ増や さんでくださいよ。

(6番本田 光君「議長、議長」と呼ぶ)

- ○議長(阿部文俊君) 今の発言。どうぞ、本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今の発言の中で双方に、町長と今質問者、佐伯議員、双方に問題があったから、その部分だけは削除すべきだということで、有田議員の提案に賛成します。
- ○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。 今の発言、2人ともの発言、訂正することに賛成ですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(阿部文俊君) 今の両者の発言に対しまして取り消しを認めます。 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 詐欺まがいという言葉は、これはセーフなんですね、実は、異論はあるんですけど、やぶさかじゃないです、そういうふうに言われたら。ただ、詐欺だったら、これは当然私が悪い、詐欺と言うたら。でも、詐欺まがいなんです、これセーフですから、それだけは補足しておきます。だから、ちょっとそれ、もうその発言はいいとして、やはりこれは町民に対して税金使ってるんですよ、町民の。それ、選挙で確かに通りましたけども、道の駅のテーマは言ってないじゃないですか。選挙通りましたけど、それは別で、これまだ済んでません、この土地の問題は。だから、やる前にこれはきちんと図で示してこれやったほうがいいでしょう。私、全部町長に示すときは全部図を示してます。町長の土地がここにある、謄本、全部とってきました、6筆とってきました。でも、町長は何ひとつデータ見せてないんですよ。これどう考えるんですか。それでいて、今このままでいったら利益誘導になっちゃう可能性大なんですよ。これは町民、やっぱどうなってんだと思う人はいますよ。私言ってるのはその点なんですよ。その点をどう考えるか。そして、さっき個人がどうのこうだはもうやめてください。私は町民から選ばれて与えられた権利で町民の代弁者として町長にただしてる町会議員でございます。その点、町長、答弁。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) まずもってその土地の利用については、これから計画を進めていく。 ただ、今まだ白紙というのは、まだ何もまだ計画が決まってないということでございます。

それから、再三言われてる周辺に近くに私の父の名義があるから利益、その利益誘導の

根拠をきちっと示していただきたいんですよね。あなたは勝手に自分で将来そこまで開発 するようになるとか、そういう仮定のことで利益誘導とか何かおっしゃるけれども、その 根拠はどこに出てくるんですか、そしたら。何か計画も何もしてないのに。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 今、おっしゃったこと、そこなんですよ。でも、今日は、私図を持ってきてませんから、昨年12月議会、私、図を示しながら、最後早口で、ばっとまとめて話したはず。改めて言いますけれども、これ専門家にも見てもらいました。道の駅、見なれてる専門家にですね、法律家の専門家でございます。そして、この計画地、道の駅事業、久山道の駅事業という言い方します、観光交流センター事業と言うたら皆さんわかりません。町長は最初に久山道の駅事業と総称して言われてたから、最終的にはそういった形にしたいんでしょう。だからこれで言います。久山道の駅事業の計画地を見ると、これはどれもこれも中途半端なんですよね。というのは、面積、非常にいびつでしたよね。そして、駐車場の台数、これはほかの道の駅と比べたら宗像の道の駅の4分の1なんですよね。だから、これはどう考えてもこれは採算をとるような計画じゃないと、駐車場にしてもこれは採算を考えてるようなものじゃない。これは計画がスタートしたら、どの道これは用地拡張、これが必要になってくる。そのときに今度は隣接している大きな町長の土地がかかってくる可能性が非常に大きいですよというふうに言われたんです。それが利益誘導というふうにまずとらえられる第1点。

そして2点目が、今、議長席に座ってる阿部文俊議員の昨年の9月議会の一般質問なんですよ。この中で周辺用地、5,040平米、これ訂正してくださいね、魅力づくり推進課、5,040平米の土地じゃないですから、4,000平米の土地ですから、この4,000平米の土地一帯周辺を含めた活用、農業振興なり何なりを考えていく、それを町の何計画でしたっけ、何とか計画、出てきませんが、それにのせるといいますか、それに基づいてこれは計画を作るというふうにおっしゃいました。当然その5,040と言われる、約4,000平米の町が既に購入している道の駅事業、久山道の駅事業のために購入している土地に隣接している町長の土地も含めた一帯のことを含めた土地開発だと、農業振興だととらえるのがこれは妥当だという、その2点でございます。それも含めてこれは町長は町民に対して道の駅事業の清算、これも含めまして説明する義務がある。だって、町民の、これ税金で買ったんでしょう。義務があるんですよ。その義務を果たさないでどうするんですかということでございます。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 利益誘導に関するあなたの考えを幾らやりとりしても合うことないで

しょうけど、ただあなたいつも佐伯議員は専門家に聞くと、専門家に聞くと言う。その専門家の方を連れてきてくださいよ。何でも人に聞いて意見を言われますけど、あなた自身の考えは何を根拠にもって言われてるのか、あの面積ならば成り立たないとかね、そんなことは誰も断定できないんじゃないんですか。ただ、いずれにしましても、もう道の駅のどうこうという関係については、以前先ほども言いましたように議会でも決着をしている関係ですので、これ以上私のほうからは、これに関する発言は拒否したいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 拒否はできませんよ。町民のこれは税金を使った土地でございます。 勝手に拒否しないでください。そして、あなたが、あなたがと言いますが、私は与えられ た権利で町長に対して一般質問をしている町会議員でございます。あなたが、あなたがと 聞いたら、町民がどう思いますか、それを。それをどう思いますか。まず、やらなければ いけないのは、これきちんとデータを示して知る権利がある町民に対して説明するでしょう。これ、あなたマル得なんですよ、あなたと言いましたけど、町長、マル得なんですよ。だから、それも含めてまずやらなきゃいけないということで、道の駅事業決着ついて ない。偽証はどうするんです、国に対する偽証、県に対する偽証は。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯君、ちょっと外れてます。
- ○4番(佐伯勝宣君) わかりました。いや、外れてないです。これ、さっきから言ってます。だから、偽証も含めてその後町長は強引にこれは乗り切った。多数決をとった。確かに道の駅事業は、これは断念ということになりました。しかし、断念となっても、これは問題ずっと提起はこれできるはずです。例えば粕屋町、今給食センターのことで裁判やってます。あそこも議会が一旦議決したんです。しかし、後で問題がいろいろ出てきて、当時から問題あったんですけれども、これ議会通しても問題提起をして議員が裁判されてます。今、裁判2回やってますよ。最初のテレビ中継、私、アイフォン撮ってますから見てください。私の姿も映ってます。弁護士との、答弁の中で私もやりましたから。そういう中で終わった後でもできるんですよ。しかも、これ、町民の税金かかってる。その後、利益誘導ということになったら、これはいけない。だから、まずここは町長が説明責任を果たすこと、これが大事やないですか。そして、国、県に対して、これ何でああいううそをつくんです。私、音声データ持ってるんですよ。それをうやむやにしてるんですよ。それをどう考えるのか。これ、議会で偽証してどうなります。町長、答えてくださいよ。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 偽証という発言は取り消していただきたいですね。私は国とか県に町 のほうから偽りのことを言ったことは一切ないし、国、県からそういう指摘があれば、ち

ゃんとお答えしたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 音声データがあると言ったじゃないですか。そして、それ町長、自分は偽証してないと言えば、それ会議録に確かに残ります。だから、私、久山議会だより作るとき、その部分を抜き出して書かないといけない。でも、違うんですよね。町長は、いまだにデータを出したことはない。私は常にデータを出してるんですよ、音声データを、音声データなり文書なり。質問をするときも、町長に出して、私は質問状出すやないですか。それ、蓄積してるんですよ。そういったことでデータをとってる。町長は今までデータ示したことがないんですよ。どう考えるんですか、これ。町民納得いかんでしょう。まず、だからそれをきちんとやってください。町民が納得いくように、自分たちの税金がどう使われてるのか、それをはっきり認識して、ああ、それだったらいいよと言えるような形でしていただきたい。どうでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) ちゃんと説明責任は果たしていると思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) じゃ、この点は今日はこのぐらいにしときましょう。

次、行きましょう。宿題ですね。

2点目、平成26年の補助金目的外使用、町はまだ不祥事としての対応、対策が見られません。町総合運動公園事業や猪野ダムの周回道路、これも町のこれは国交省の補助金、これ削られて規模縮小とか、そういうふうに周回道路もなったというふうに私は担当課長から聞きました。この町の事業への国交省の補助金のつきの悪さからも、これ目的外使用の弊害ととらえたほうが妥当と考えます。しかるべき措置を講ずることが急務であるととらえますが、いかがでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 会計検査の件が木子里の目的外使用ということで会計検査院の補助金 返還がそれ以後の国の補助金、交付金の額に影響してるということは何ら根拠のない、ま たあり得ないことでございますので、それに対するコメントのしようがございません。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 根拠がない、あり得ないとおっしゃいました。一理はあります。しかし、果たしてそうでしょうか。まず、一理あるというのは、確かにこれ罰則規定などを明記してるものというのは、これ余り見受けられないですよね。例えばこの自治体がこういうふうに補助金目的外、不当に転用したからといって罰則が国交省が設けてるというの

は、設けてないですよね。しかし、これは結果的に国交省にこれは顔に泥を塗ってる、そ ういう形で、もうこれは会計検査院からも指摘を受けてる。これで、ペナルティーが来な いというのは、これは考えられないですよね。まず、私先の3月議会のとき最終日に町長 にも31枚の資料を渡しましたよね。今回、この町の機構の問題について全てを含む、会話 録も含めたの31枚の資料、これなぜか前回3月議会配られませんでした。今回、あえて配 りませんでしたけど、この中にも補助金目的外使用の資料、たくさん入れております。こ ういう中で、ある糟屋郡の町長の見解も入れております。ある糟屋郡の町長、町長すぐわ かると思います。佐伯勝重町長です。これが会計検査院の久山町のついている会計検査院 の指摘、これ赤字でペンで添削しております。これは、大体概要といいますと、これ、こ れボタンのかけ違いでは済まない重大なミスだと。意図的ならなおさら悪質だと、これ始 末書じゃ済まんと。会計検査院のこの裁定というのは、これ裁判所並みの行いだと、見解 の違いとかボタンのかけ違い、事務のミスというのは、これあり得ないんだと。だから、 町長はこれでずっと今までかわしてきてるんですよ。事務的なミスだと、これは会計検査 院というのは見解の違いだということで、これまで平成26年の12月議会当時も議会に対し ては、これはさらっとスルーした。我々議会というのは補助金目的外使用というのをいき なり言われて、しかも担当課長は本当の担当課長じゃない、経営企画課課長から説明を突 然受けてる、私も青天のへきれきでした。そういう中であれよ、あれよという間に我々議 会はあっという間に議決し、1,984万円の補助金返還する形になったんですよ。ただ、そ のときも補助金1,984万円返還という、そういった議案は上がりませんでした。単なる町 長と当時の副町長、只松輝道副町長の1カ月、わずか1カ月だけの減給処置という、これ だけ、これがいきなり上がってきたんですよ。結局それに反対する理由もないからこれ承 認した形だった。当時、そういった質問というのがこれができたかどうかというたら、こ れ会議録持ってきてます。こういった1,984万円の返還という議案は上がらずに、単にこ の町長と当時の只松副町長のペナルティー、わずか1カ月のペナルティーの議案が上がっ た。そういう中でほかの議員が質問しようとした。当時の木下議長はそれを遮るような形 で、ちょっと判断といたしまして、これ今回特別職の条例改正の減額ということで上がっ てきてるんですがどないですかということで、やんわりとちょっと目的外使用の質問はせ んどってというようなニュアンスで抑えてるんですよ。そういう中で確かに町長はある程 度概要は答えましたけども、我々議会は反対する理由というのも、そのとき見受けできな かったんで承認してしまった。それが後から国交省、私が情報公開請求しましたら、普通 これは公開されないようなマル秘文書が、どんとこれ上がってきたんです。それ見たら、 これ1カ月の減給処置じゃ、これおさまらんばいと、これ、町、どげんなるやというよう

な、そういった内容でした。それが31枚の資料の中にあった。マル秘の文字が押してます。会計検査院のこれ担当者の名前もあります。普通こんな資料は公開されませんよ。それが公開されてるんですよ。ニュアンスが経営企画課長が説明したのと違うんですよ。内容、確かに聞いたら一緒です、一緒ですけど、これはどう見ても、これ意図的、悪質です。それが文書の中にあらわれてる。となったら、これはちゃんと説明しなきゃいけないでしょう。誰が説明すればいいかといったら、そのときの当事者が説明すればいいんですから。隣いるでしょうと、当時の責任課長、佐伯久雄現副町長。当時の政策推進課がこの補助金目的外使用、この子育て支援センター木子里、このもとになります地域住宅モデル普及推進事業、この担当者と、それはこの31枚の資料の中にも国へ出す年次報告書、これにも政策推進課が担当であると書いてある。だったら、担当課長がこれ説明しなきゃいけないでしょう。ちょうどいるからいいじゃないですか。どうでしょうか。

## ○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 本当言うて何を言ってるのか、いつも私わからないんですけど、何を 言ってあるのか、何が偽証したのかもわからないし、そういう文書があるなら皆さんに公 表してもらっても何も構わないしですね。ただ木子里の事業は確かに目的外使用というこ とで最終的には会計検査院からご指摘を受けました。事業そのものはそのモデル住宅事業 に沿って地元の木を使って、そういう補助金要綱に合った建物を建てた。ただ使用につい てが7年間の制限があったものを7年間はPR、当然モデルですから、地元の材を使った 施設としてPRをしなさいよ、7年たったら町の自由に使っていい、ただしその7年間の 併用して使うことは可能ですということは協議の中であってましたので、社会教育施設と いうことで母親と子どもたちが会議をしたりという形であそこの施設を使うという形、そ して一方で視察に来られたら、ちゃんとパンフレットを用意して案内できるようにという 形の体裁はちゃんと整って、また実際に来られたらそういう職員が木子里に行って視察の 方に説明をするという、そういう体制をとってきていました。ただ、会計検査院がおっし やるには、あそこに木子里、子育て支援センターという看板を立ててあるということは、 もう専用に使ってるんじゃないかと、実際かなりその利用については専用的だったんです けどね、使ってるから、これでは7年間は目的外の使用になりますよということを言われ て、いや、自分たちはこんなふうにということで説明したけども、先ほどおっしゃったよ うに、そりゃもう国交省、県が言うんじゃなくて、会計検査院というのは補助金が適正に 運用されてるかということを全く別の検査機関という形で来るから、これはもう一切国も **県も口を挟むことができない検査院の指摘でございます。ですから、もうこれは我々も一** 応反論は検査院の方にちゃんと申し出しましたけれども、それはやっぱりおかしいだろう

と。じゃ、その子育て支援センターも使われませんかということやったけど、いや、子育てセンターも、もう既にたくさんの利用があったから、いや、町としては、これはもう子育て支援センターでいきますよということを会計検査院には申したら、それじゃ事業は適正にしてありますけども、あとの運用がちょっと目的外使用になってるから、一部、一部というてももう8割近くやったと思いますけども、補助金は返しなさいということで、その指導に従ったわけでございまして、あなたが、佐伯議員が言ってる虚偽をしたとか、国とか県に対しては一切ございません。

# ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 60分時間切れ作戦で来ましたな。私はどうでもいいんですけど、そし てまた同じようなことをずっとたらたらたらたら述べている。これじゃ、時間はすぐたち ます。しかし、これ会計検査院の報告書です。これ見たら、これ16行書いてます。しか し、これ7年間はほかのものに転用できないです。これ、補助金適正化法にこれは明記さ れています。これ、知らないじゃ済まされない法律なんですよ。補助金適正化法というの は、これ釈迦に説法でしょうが、不正申請とあと目的外使用を禁じてるんです。これ2つ をやるということは、運転で言うと飲酒運転、酒酔い運転、これやってることと同じです よ。これを知らなかったと、看板上げてなかったからどうのこうのと言いわけできないん です。飲酒運転、これ酒酔い運転を、ちょっとこれは事務的なミスでしたとちょっと謝る のが通用しないのと一緒です。これ、7年間は転用してできないものをこれ申請して補助 金おりてわずか1カ月で転用してるんですよ。看板上げてなかっただけと言いました。そ れが、これ、ちゃんとこれひさやま議会だよりですよ、当時の、久山の地元材を使った子 育て支援センターが完成って、これ担当課から当時の議会事務局長が聞いてこのタイトル でいいということで載せてるんですよ。そして、町長自身もこの平成22年の6月議会、当 時の阿部賢一議員の一般質問の中で国のそういった補助事業が活用できたので今回支援セ ンターを建てましたとはっきり言ってるんです。この言葉が出たということ自体、アウト なんですよ。だから、単に看板を上げておかなかったからまずかったと、これが1点、そ してもう一つが町長が主張しておったのが、これ展示用だから展示用の中で、そういう子 どもたちがわいわい言うぐらいだったらこうやって来てもいいよという、そういうことを 県が承認したと言ってます。これ、両方ともこれ崩れてるんです。県もそれを否定して る。そういうことは言ってないと、そういった趣旨じゃないと。これ2つ明確に壊れてる んじゃないですか。それを前提で町長はこれは事務的なミスだと、不祥事じゃないとずっ と言い続けてきた。それが崩れてる。それが今どうなってますか。町の事業、町総合運動 公園事業にこれ補助金がついていない。これを予言した人間がいます。これはこの場所で 久山町議会の議員研修会が行われました。これはこの新潟大学の教授、名前言ってもいい んですけど、Aさん、A准教授、これが講演しまして、私が補助金目的外使用のことを聞 きました。そしたら、その方は偶然私がネットに上げてた会計検査院の資料、全部読んで た。それで、これ久山町は間違いなく国交省のブラックリストに載ってると。そして、通 常自分たち科学者でもこういった目的外使用、ちょっとしたこの目的外使用をやっても5 年間はこれは補助金つかないと、要は申請してもこれはおりてくる額がどんと減ると。こ れは今、補助金、久山町減ってるのが当たり前だと。これは今後町の新規事業は5年ある いは6年つかないだろう、そういうふうにおっしゃった。その根拠となるのを私探しまし た。科研費というのがあります。科研費の基準、ちょっと後で見せますけれども、これも データも用意してるんですよ。そういった中でまず普通考えて国をだますような形でやっ て詐欺まがいと言ったらまたえらいこと、これ、まがいですから、にとられた。これはペ ナルティー来るのは当然ですよ。だから、それも含めて副町長に答弁させたらどげんです かと。今、だって事業、町総合運動公園事業、頓挫しよるんでしょう、頓挫しかかっとる んでしょう。そういう状況なんですよ。あのとき私たちは簡単に可決しました。しかし、 本当だったら資料を提出しなければいけない。これ、どっかの県、京都だったか大阪府だ ったか、目的外、会計検査院の指摘を受けて、これ何か補助金返還かになったとき、A4 のペーパー、ちゃんとこれ出してるんですよ。うち、何出しました。パンフレットぐらい でしょう。この木子里は国交省の補助事業でやってますというのが小さく書いてありま す。これあり得ないですよ、本当は。こういったことも含めて、これは不祥事やないです か。そして、最後にもう一点言います。昨日この町の不祥事、電算システムのミス、あれ で固定資産税の誤徴収があった、51万数千円。きちんと町長対応されました。これ、当 然、当たり前の対応です、誠意も示されました。再発防止策も示されました。今日新聞載 ってました。それが不祥事に対しての当たり前の対応なんです。これ、どう考えるんです か、補助金目的外使用。今回の固定資産税のこの誤徴収、この30倍になるんですよ。それ を町長、きちんと対応してるんですか。それも含めて答えてください。

#### ○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 副町長に何を答えさせようというのかわからないんですが、今何度も言ってあるブラックリストとか、看板は立ててないからって言ってない、看板があるからということを言われたんですよ、会計検査院から。ブラックリストがあるなら、それは見せてもらいたいんですけど、今回、確かに目的外使用という会計検査院の最終的な決定されて補助金は返還をいたしました、必要な分だけ。ただ、不正行為で行ったあれではない。本来これが、ブラックリストあたりはそうなのかもしれない、あればですよ、不正に

あらかじめ意図を持って不正にやっておれば補助金返還では済まない。当然補助金全額返還した上、補助金相当額も今度は賠償金、違約金という形で返さないかん。だけど、ここは会計検査院から指摘があったように事業まではきちっとやってありますね、当初段階のいろんなパンフレット、事務、だけど、後の利用がこのモデル事業と目的が違うからだめですよ、だからこのまま続けますか、続けませんかといったときに、いや、このまま続けさせてくださいと言ったから、その分は目的外利用になるということでペナルティーをされたという状況でございますので、何か不正行為をやって町民の税金を使ったとか、そういうことではないということはきちっと理解していただきたいし、すぐ音声データとか何か言われますけれども、そんな、あなたが必要と思われるなら、ちゃんと公開されればいいことですし、私たちは何ら皆さんに隠していることは一切ありません。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 町長、言ってることは支離滅裂ですな、言ってることが。不正はやっ てないと言いました。しかし、私、何回も言ってますよね。時間来てもいいんですよ。不 正申請、そして目的外使用を防ぐのが補助金適正化法、これでございます。だから、不正 申請だったら、もう目的外使用やっとるやないですか。確かにこれ違約金とか出たら、こ れ犯罪になります。犯罪です、そうなったら。でも、そこまでいかなかった、辛うじて。 そこまで辛うじていってないんですよ。そのかわり、数年間にわたって補助金のペナルテ ィーになってるんです。そのことを言っとるんです。そして、今、補助金がついてない、 国交省の事業に。私、県へ聞いてみました、情報公開請求しました。そしたら、ここ数年 間、まず27年度から5分の3でしたっけね、次のときは5分の2、そしてここ3年間5分 の1ですか、町の総合運動公園事業、町長がさっき前の議員の一般質問のとき言われた金 額ぐらいしかついてないんですよ。なぜついてないんですか。これ、国交省にこれ答申し てみたらどうですか。町長はそこまでしないと言いました。おかしいでしょう。なぜ国交 省から思うように補助金がつかないのに町長は答申しないのか、そして外部評価委員の評 価に任せてこの事業を考えると言ってるのか。これ、基礎がまるでできてません。本来で したら、こうこうこういう理由でなぜつかないんですかという答申をもって、その答えが 返ってきて外部評価委員に委ねなければならない。ところが、どうですか。さきの議会で 結局簡単に次年度も町総合運動公園事業、1億200万円ついてしまった。しかし、これい けないんですよ。きちんと議会で審議しなきゃいけない。そして、県は言ってました。 今、これ町のほうに言ってると。これは吸収源、この町総合運動公園事業の別名は吸収源 対策公園緑地事業というんですね。これ、非常に特殊な事業ですね。というのは、普通の 都市公園事業じゃないんですよ。というのは、久山町の場合は土地面積と人口割でしたら

何か割合が1人当たり10平米を超えるから、普通の都市公園事業というのは充てられな い、だからそれでやむなくというか、この吸収源対策公園緑地事業というのに、これはや ってる、こうやって補助金を得ている。だから、町長はさっきからこの国の交付金をこれ ベースにやるって言ってますけど、これ31年度の任期これ過ぎたら、代わりがないんです よ。だから、県はそれを憂慮してました。で、県に聞きました。実は補助金目的外使用を やったと。ああ、そうですか、返還まで行ったんですか。行きましたと、1,984万円。県 の担当者言いましたよ。これだめでしょうと。私、アウトですかと。でしょうね、こう言 いました。それに関連して言います。平成24年は那珂川町がこれ目的外使用してました、 1,204万円、これ返還までいきませんでした。職員言ってました。これ、担当課長きつい でしょうねと。うちの町は返還じゃなかったからいいですがと。そういった意味でこれは 担当課長がきちんと説明しなきゃいけない。ちょっと本題の前に言いますけど、これが地 域住宅モデル推進事業のこの事業評価シート、平成21年、ちゃんと担当課、政策推進課、 所属課長名、佐伯久雄、担当責任者西村勝って書いてあるんですよ。まず、当時の課長が 説明せんにゃいかんでしょう、今の状況を。どう考えとるんですか。町民の税金ですよ、 これ、1,984万円。私はまずそれを言ってるんです。そして、この町総合運動公園事業戻 ります。これ、どうするか早う決めるように町に言ってますと。だから、県としては町に 単費で、町の単費でこれ進めるように言ってるんですけどね。ただ町は、久山町さんは国 交省の補助金を当てにしてると、これじゃいつまでたってもできない。これ、事業終わる でしょうか、2年で。終わらないでしょう、無理でしょうと県は言ってます。だから、町 長が言ってるように、これ終わらないんですよ、町総合運動公園事業。代わりを探さなき やいけない。でも、代わりがつくのが、この吸収源はなかなかないんです、特殊ですか ら。その中でどうするか、事業を続けるとしたら、町民の税金つぎ込むしかないですよ、 あと7億円分。これを含めてどう考えるのか。だから、まずこの町総合運動公園いきます けど、これは外部評価委員だけに任せちゃいけません。これ確か平成24年度から議会もこ れ予算審議して承認してます。だから、毎年、もう5年以上議会はこの予算を承認してる んです。ということは、もう今のうちからどうするかを議会も含めて話さなきゃいけな い。だから、県としても、これもうどうするかそろそろ、1年ぐらい前には決めないかん ですと。だから、来年度、平成31年の3月議会か3月議会過ぎた早々ぐらい、そうせんと 手続の関係もあって間に合わないと、非常に特殊だからと。だから、久山町さんもこれは 早く決めてほしい。だから、町の単費でやる方法をやるように私もやる気を見せてくださ いねのことは提言してるんですけどねみたいなことおっしゃった。だから、町長が言って るのは、まだ夢物語なんですよ、この町総合運動公園事業については。そして、まず原 点、なぜ国交省の補助金がつかないのか、それを町長が国交省に答申するということ、当 たり前のことをやらなきゃいけない。そういう状況でどうやって外部評価委員にできるん ですか、答申できるんですか。できんでしょう。基礎ですよ。何で補助金が減ったかわか らない。それで、これ議会承認してくださいと。確かに前の議会で別の議員の一般質問で 全員協議会にも諮りますと言った。でも、平成24年から議会が毎年何億円単位で承認しと る事業をたった2週間か3週間のこの年度末の議会で全員協議会1回やったぐらいでこれ 決まりませんよ。町民に対して失礼です、これ。だから、今やらなきゃいけないのは、ま ず1点、国交省に対して町長がなぜ補助金がつかないのか、だから目的外使用なのかもし れない、それも含めてまず答申してみること、で、返ってきた答えを含めて議会がまず対 策委員会なり検討委員会、この町の総合運動公園事業の検討委員会をこれを1年ぐらいか けて、1年ないでしょうけど、来年の3月ぐらいまでやる、そして外部評価委員の意見も 聞いてそれで決める、それがまず第一ですよ。だから、そのためには真相究明が必要なん です。真相究明がまずできてないんですよ、これ。だから、昨日町長が電算システムの報 告しました。その30倍以上悪いのに、何が、この町長、副町長の1カ月の給与、この 10%、20%削減で済みますか。本当言うたら、ここ町長のこれ首にもかかるようなそうい った不祥事じゃないですか。それを何で不祥事と認めんとですか。違法行為ですよ、補助 金適正化法違反の。ちゃんと書いてますよ。これが補助金適正化法の本です。この140ペ ージに補助金目的外使用というのは国に対する、この交付金をあてた国に対する違背行為 である、違反である背信行為である、ちゃんと書いてあるんです。それを事務の間違いだ とは、会計検査院との見解の相違だとかは言えないんですよ。今黙って聞いてますけど も、恐らく後で反論してきますね。その部分だけ会議録に残りますから。しかし、かわせ ればそれでいいんですか。町民の税金はどうなるんですか。我々議員というのはその町民 の税金が町行政によって適正に使われてるか、それを細部にわたってチェックしてそれで 可否を判断しなければならない、それが我々議員の務めなんですよ。それを町長はそうい った議員に対しての説明責任も果たさんで、判断する材料を与えんで、それでかわしてい いんですか。町民がそれをどう思うんですか。私が言いたいのは、町長選の前から言いた かったのはそれなんですよ。そして、私はできたら町長を助けたかった。もう軽い処分 で。そのためには一緒に議会も一緒になって国交省に対してお願いに行って何とか補助金 つけてくださいという言うつもりだった。あとは多少のペナルティーはしようがないでし ょうね。それで済むところだった。だから、初動が間違ってるんです。日大アメフト部の 反則と一緒ですよ。初動をきちっとやっとけば、こんな大げさにならなかった。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、本当に聞きたいことをまとめて言ったほうがいいと思いま

す。

- ○4番(佐伯勝宣君) じゃ、お願いします、それで。
- ○議長(阿部文俊君) まとめてちょっと言ってください。
- ○4番(佐伯勝宣君) 今の見解で。
- ○議長(阿部文俊君) いいですか。

町長。

○町長(久芳菊司君) 議員のご指摘のように本来そういう補助金の返還とかというのは好ましいことではないし、あってはならないことだろうと思ってますが、今回残念ながら、前回ですかね、そういう事態になったことは本当に申し訳なく思ってるところでございます。ただ、この事業につきましては会計検査院の指摘を受けて、それに基づいて補助金の返還等により当然ながらその責務を果たさせていただいたところです。ただ、再三議員がおっしゃってる、それの影響が今の補助金のつかないとか、そういう理由になってると。もしこれを県の職員がおっしゃったのであれば、どの担当者の方がそうおっしゃったのか教えていただきたいし、きちっとですね。補助金の決定については全国の自治体が毎年いろんな要望をもとに緊急性や費用効率、それから効果などを勘案して国がきちっと配分するものであり、補助金交付要綱の補助金額の決定に関するペナルティー条項とかというのは一切その中にはありません。だから、議員が再三前回の会計検査院の指摘事業があったから久山町には補助金がつかないよとか、こういうことは国のそういう財政制度の中には決してそういうものはないと私も思っておりますのでですね。

以上でございます。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) まず音声データここです。そして、町長、先方もはっきりつかないよとは言ってません。これはだめでしょう。私はアウトでしょう、でしょうねと、はっきりつかないとおっしゃったのは、ここで久山議会町議会研修をやられた新潟大学の先生の方です。これは県の議長会の研修会でもこれは講師として呼ばれるぐらいの行政、そして議会の専門家、スペシャリストでございます、彼が言った。確かに要綱は今手元にあるように文部科学省が定めた要綱ぐらいしかない。しかし、何度も言いますが、なぜ補助金が減ってるのか、これ調べないかんでしょう。そして、誰が言ったか、これ教えていただきたいというのが、これ何か私に対するこれは挑発でしょうか。まず、佐伯勝重としゃべってください。私の尊敬する優秀な町長です。もう非常に信用できる方です。町長、この前笑ってました、この2人。佐伯久雄副町長と。そんなことはない。ちゃんと的確なことを言いますよ。そして、今回の町長の答弁は麻生大臣と一緒ですよ、これ。麻生太郎は、これ

今回、いろいろ言われてるけど、どう言われてますか、会議録改ざんやらそんたくやら。これでいいんですか、町長。それも町民の税金が動くわけですから、これをまずきちんとやっていただきたい。今の答弁聞いてたら、もうちょっと今日はこれ以上聞いてもこの点に関しては答えは返ってこないような気がします。でも、まずさっき言ったように担当課としては町の単費で補助金を当てにするんじゃなくて単費でやる方法を考えなければいけないというこの県の意見、これを軽んじる状況じゃない。町長が言うように交付金ではとても終わらないです、私が見ても、素人で見ても、あと2年足らずでどうやって終わりますか、そういう状況ですから、現実をまず町長見てください。このままやったら町民の税金つぎ込まないかんですよ、何億円も、これ、町民にどう説明するんですか。それをまずお聞きしたい。町民の税金使ってもいいんですか。それとも、規模縮小をするのか。どっちにしてもこれ議会も入れないと、さっきも言いましたように平成24年から我々議会はこの町総合運動公園事業、賛成、反対、採決してるんですから、億単位の。ですから外部評価委員に任せるんじゃない、まず議会も入れてこの検討委員会、調査委員会が一番いいんですけどそういったものを作ること、そしてまず町長が第一に国交省に答申すること、何で補助金がつかないか、これをやっていただきたい。どうでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 国交省に答申とか何かするあれは考えておりませんし、また事業については、これは行政が考え執行、計画を立てて、その上で議会にもお諮りするのが筋だと思っておりますので、議会と一緒にどうかというのは、これは議会の皆さんにそれを負担を与えるような形になりますから、それは議会と行政の部分というのは、しっかりしておくべきだろうと思っています。

(4番佐伯勝宣君「じゃ、最後、佐伯副町長に答弁させてください。いいんですか、これで」と呼ぶ)

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、指名してから言ってください。 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 佐伯副町長、答えてください、担当課長として。当時の責任課長として。どう思うんですか。
- ○議長(阿部文俊君) 何を答えるのか。
- ○4番(佐伯勝宣君) 目的外使用。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 過去の担当者どうのこうのとかというのは、私が全事業の責任でございますから、私が回答したことが全てでございます。当時課長としてした事務も全て町長

の指示によって行ってるわけですから、今さら今現在副町長になってる人に回答させることは必要ないと思います。

○議長(阿部文俊君) これで暫時休憩に入ります。

○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番(松本世頭君) それでは、まず最初に町長にお願いがあります。次の議員さんも質問 を満々でやる気で待っておられますので、答弁は簡潔によろしくお願いいたします。 私は4項目を質問させていただきます。

まず、最初でございます。企業誘致と産業振興対策について質問させていただきます。 石切、原山の開発は、久山町の財政確保には必要不可欠である。法線を決定し、早く9 メーター道路を設置をし開発に向けて取り組むべきと再三主張してきております。町長も この件については早急に決定したいと答弁されてきたが、今現在の進捗状況をお知らせい ただきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) この件に関しては、先の議会で松本議員のほうからご質問を受けた案件でありまして、新年度にこの現在の猪野~藤河線ですか、一級町道がレイクウッドの先で止まってますので、これから先の法線については草場の住宅もかかわってくると思いますけども、草場から黒河、それから藤河、北の石切、原山を含む活性化ゾーンの開発にもかかわってきますので、この道路の法線は早くしたほうがいいんじゃないかということでございましたので、新年度にこの道路法線を決めるための道路設計業務委託費を計上しておりますので、この予算を使わせていただいて、道路の法線等について進めてまいりたいと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 今の答弁でございますけれども、一日でも早く法線を決めて、そこの 石切地区の活用をしていただきたいと思っております。

それから、私はこの地区の土地の開発に伴う土地活用については、以前から佐屋から的 野間に大型も利用できるスマートインターを設置すべきだと主張してきております。町長 も同じ考えだと認識しております。そこでですね、広域的事業の一環といたしまして新宮 町の長崎町長との協議はなされているのか。前の答弁では、できたら早く新宮町長のほう と協議をやりたいということを聞いておりましたが、その後どうなっておるのかお聞かせ いただきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 新宮町とのこの開発、あるいは開発に必要なインターチェンジの話に ついては、今現在まだ進んでおりません。というのは、当初は新宮町さんからぜひ、町長 もかわられましたけど、あそこに、新宮さんとしても立花、佐屋地区一帯の開発というの は将来的にはやらないかんというお考えだろうと思いますけれども、前町長のときからあ そこに新宮町としてそういうインターといいますか、が欲しいんだということで、本町の ほうも前から石切、原山の開発の関係もあるし、じゃそういう状況が合えばいいですねと いう話の中から毎年情報交換だけはやってきておりますけれども、今の現状を申します と、まだそこまでの具体的な計画はお互いにできていない。といいますのも、本町の場合 もあの活性化ゾーンの広大な100ヘクタール位のエリアを大型開発しようとすると、それ がいわゆる物流関係とかそういう関係の大きな企業団地を造るとしたら、以前そういう話 があったときに、条件として近辺にインターが必要になりますよと、そういう条件の設定 でやりましょうという話があって、だからあそこの開発がそういう内容でなければインタ 一は、それ以外では久山町としては必要性が出てこないと思いますので、この辺はもう少 し、あそこの開発の動向を見ないと、今のところ久山町も具体的に新宮に呼びかけること はできないし、新宮さんもそのインターを造ることに対する考えは決して消されてないよ うですので、双方そういう土地利用の状況を見ながら、そのインターの件については話が 出てくるんじゃないかなと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 土地活用でございますけれども、正直申しまして、僕らのところにも大きな企業さんあたりが土地がないかといろいろ来られます。やはり先ほどの前議員のときにもお話ししてありましたように、基金も当初15億円ぐらいありましたのに今現在9億円、もう火をもって基金を取り崩されておりますので、いつ何どき災害とか起こる可能性ありますので、基金は取り崩すわけにはいきませんので、基金をためるためにも、あの土地の開発は必要不可欠だと思っておりますので、ぜひ総体的に考えて、指をくわえて待ってるだけじゃなくして、いろんな手だてを加えて早く9メーター道路を設置していただきまして、新宮町さんのほうも特別委員会を設置されてあります。その中にスマートインターの設置の案件も入っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきまして、一日も早

く石切、原山地区の土地活用については真剣に取り組んでいただきたい、もちろん真剣に やっておられるとは思いますけれども、もう待っとく暇はないと思いますので、早く取り 組んでいただきたいと思っています。この件につきましては、もう2度も3度も一般質問 でやっておりますので、ぜひよろしくお願いいたしまして次の質問に入らせていただきま す。その辺について再度答弁をお願いします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 町も石切、原山一帯は町の活性化ゾーンという位置づけをしてますので、私としてもぜひあの辺の開発は進めたいなと、これはもうずっと思っております。ただ、今回その法線を将来的な方向でまず法線は決めとく必要があるなということで予算を計上させていただいてますけども、法線と同時に以前阿部議員からもそういう質問がありましたけど、具体的な開発内容は決まりませんけども、もう一度あの一帯の基本的な開発計画を作る必要があるかなと思ってます。それを持っておかないと、業者のほうとの話もなかなか進めることはできませんので、結構私は広範囲ですので、予算も大きくなるとは思いますけども、何もなしにただ、今の状態の山の状態の中で企業さんの話だけを待っておっても進まんのじゃないかなと思いますので、今回道路法線を計画していく、そしてあの辺一帯の、当然あの辺一帯の開発計画も頭に置いた道路法線の進め方になろうと思いますので、これは改めてそういう予算を確保して、基本計画だけは、もう一度作らせていただきたいなと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 今の答弁でございますけれども、やっていきたいということでございますけれども、できましたらいつごろまでとかという答弁ができましたらお願いしたいんですが。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 道路法線については、もう予算いただいてますのでですね。全体の計画については、そういう調査した上で予算計上させていただきたいと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 予算計上されて調査をしていくというて、その調査はいつまでもということじゃなくして、本年度なら本年度ということでぜひお願いをしたいと思っております。

じゃ、次入ります。

上久原地区の町有地活用について質問させていただきたいと思っております。

観光交流センター建設事業跡地の利用方針について、議会改選後、まだ一度も町長から

報告がありませんが、その土地活用を考えておられるのか、町長の考えを聞かせていただ きたいと思っております。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 観光交流センター跡地の一角に用地を確保してる分についてのお尋ね ですけど、午前中の議員の質問の中でもお答えしましたように、今現在はまだ進めてない というのが現状でございます。もともとあそこは一番町の活性化には一番適した場所じゃ ないかなと思ってますが、もちろん今の土地だけでは、なかなかそういう活用できないと 思いますけれども、まずはあの土地の活用について、これからどうするかということを決 めていかなければなりませんけども、そもそも前の観光交流センターにつきましても久山 町の農業、それから農業の振興、そして農業だけではなかなか振興が難しい現状があるの で、久山町の観光、商工につなげた形でその拠点となる整備を展開していこうということ で考えてましたので、そういう土地利用をするのが一番ベターな場所だと思っています。 ただ、農業が今ご承知のように、まずは今現在の水田農業、これをどう維持するかが今農 業者にとって久山町の農業で一番の喫緊問題でございますので、まだそこまでは行ききれ ない、まずはその問題を農業としては片づける必要があるということでございますので、 今進めてる、いかに久山町の農地の荒廃地を出さない、そのための営農組織をそれぞれの 地区で考えていただいて立ち上げる、もう立ち上がってるところもありますけれども、耕 作者が出てもそれを管理できるような、それをまず片づけることが先決だなと思ってます ので、だからといって営農組織で今の農地の管理をする母体を作っただけでは久山町の農 業の将来はないと思うし、また発展もないと思いますので、一方ではそういう地域振興、 農業と商工観光、そういう形での農業の振興することによって、また新しいそういう6次 化農業をやるような人たちを作り上げていく政策をとっていかないと久山町の農地を守る ことはできませんので、そういうのはそれで、今年度そういう前から言われてた農産物を 活用した特産品の開発とか、そういう手続のほうの業務にも入っていきたいなと思ってま すので、今のところ今の観光交流センター事業で買った土地についての活用は、まだ何も ないという状況でございます。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 今、町長述べられましたように、久山町の農業をやるとして農業法人が成り立つかというのを私も最初から疑問でありました。今の久山町の土地活用については、もう町長もご存じのとおり、稲作には適してますけども、野菜でも花でも、なかなか難しい土地利用があります。ましてや田んぼも一反せまちでもって二反せまち、こういうところにまた農道も整備されてないところに農業法人を立ち上げ、またそれを立ち上げよ

うとしても、また手を挙げる、一生懸命、俺やるという人もおられません。本当に厳しい ところだなと思っておるところでございます。これもこの土地の件でございますけれど も、先の議会で久芳議員の質問でその土地活用について質問されましたところ、町長は入 り口の土地について話されておりました。その土地の面積とまたこの土地の必要性につい て、どういう考えでおられるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今、取得している土地は福岡直方線には隣接してるんですけれども、 角地は新しく篠栗と通じた猪野~篠栗線には隣接してない。だから、一番の重要な角地は まだ民有地でございますので、もしあそこをそういう宅地的な開発で利用しようとすれ ば、角地は欠かせないんじゃないかなと思ってますけれども、これはまだ町の土地ではご ざいませんので、そういう今後の計画によって必要な場合も当然出てくるんじゃないかな と思ってます。面積は、ちょっとわからないんですけど。

(5番松本世頭君「じゃ、後で」と呼ぶ)

- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 私は、もう皆さんもご存じのとおり、当地区の観光交流センター事業には一生懸命反対をしてまいりました。反対をしてきましたけれども、町は土地を取得された現状でございます。今、開発公社も12億円の債務保証行為を、今、元金、金利等を返還されておりますね、毎年ですね。せっかく塩漬け土地がなくなったのに、またこの土地を塩漬け土地にするわけにはいかないと私は思っております。そこで、まずその土地の面積、久山町の公共事業、また河川のしゅん渫に伴う排土の泥を、残土等をこの土地に捨てて整地していくという方法はないのか、またそのためには、いろんな法律の改正等にいろいろタッチしていかないかんと思いますけども、その辺について、どのような方法があるのか、またどういうあれがあるのか、ちょっと町長にお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今のその土地の活用については、私は2つあると思ってます。1つは、もともとあそこは水田でなく畑栽培をされてる土地ですから、今後の進め方によっては試験的に今もいろいろな機械利用、営農組織を作ってもらってますけれども、農業法人というのは何か米だけじゃなく裏も作らないと成り立たないというのが基本でございますので、今回の営農組織がそこまで、一旦にはいかれないと思いますけれども、場合によっちゃそういう人たちが裏作といいますか、別の農業も、機械は当然共同利用されるわけですから、組織によっては、やろうじゃないかなというところも出るやもしれませんし、また6次化産業を進めていく上では新しいこれは町内外間わずに農業による起業を起こそう

とする若い人たちが作ることができるのであれば、あのせっかくの畑地ですから、農業的 な利用をしながら、企業にはそういう契約栽培できるところがいろいろあるんですから、 試験的にそういう、もう消費先を特定したところでのモデル組織によって、いわゆる野菜 とか、そういうものを作って試験的に販売をやっていくということもある。いずれにして もそういう今の現状での畑地を活用した利用をまず当面やるのかということと、もう一つ はそれとちょっと言われたあそこを全部か一部か埋める。残土捨て場になると、かなり時 間を要すると思いますので、埋めるのはもう一気に埋めたほうがいいと思ってますけど も、道路が交差する一番交通量も多いところだから、整地、広場を作れば、あそこで自由 販売ができるようなスペースとして活用することもできるだろうし。もう一つは、だから 一つはそういう農業的な振興として使うやり方と、塩漬けと言われましたけど、私は、も うあそこは絶対塩漬けの土地にはならない場所だと思ってます。だから、もう一つはあく までも、そういう久山町の農業振興、商工振興を増進する、増幅するような、いわゆるも う民間のほうにそれをお願いするということも可能じゃないかなと、民間であの土地を活 用してもらう、それも何でも持ってきていいんじゃなくて、久山町の農業商工を振興、あ るいは観光を振興するようなものを民間でそこをやっていただく、また両面で今後は検討 していく余地があるんじゃないかなと。いずれにしても場所は決して悪いところでないか ら、塩漬けにしておくような土地ではないと思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) そうですよ。要は何もしなければ塩漬け土地になるわけですよね。ですから、いろんな、かつて私も先の議会では、しっかり反対をしてまいりましたけれども、土地を買った以上は、この土地活用を議員として、しっかり取り組んでいただかないかんと私は思っておりますので、民間でも何でもようございますので、またできましたらその残土捨て場でも、ただでできればいいんですけれども、言われるように残土ですると長年の年月がかかりますので、一遍に整地なり何かやって、表土をきれいなまさを30センチ、40センチぐらい入れて、若者の就農支援とかですね、畑を利用した就農支援とか、その一部に、私もかねてから久山植木の下に3,000万円ぐらいかけた直売所を造ったらどうかという気持ちを持っておりますので、その辺も含めて久山町農産物の販売、それから何と言いますか、C&Cで立ち上げました食育何とかありますよね、久山町特産品を使った食事会もやりました。ああいう人たちにでもちょっとお願いを、いろいろ手助け、借りながらですね、あるいは例えば物産、直売所と食のひろばと申しますか、そんなものを兼ねて、なるべく金をかけないでうまくやる方法がないのか、また検討していったらどうかと思うんですけれども、ちょっとその辺について答弁をお願いします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) いずれにしても、あの土地利用を早く進めるには、そういう作業部会を作りたいと思っています。以前、道の駅のときには、観光交流センターですか、当初道の駅も一体という形にしてましたけれども、直接民間じゃなくて、それを造るための会社を作ってやろうということにしてましたけれども、今度はそういうものじゃなくて、町全体を動かしていくような、これはもう役場職員が直接はできないんですよね、いろんな公共の事業としてやるんじゃなくて、民間的ないわゆる経営という形をやっていこうとすると、役場職員が派遣したとしても、その組織は公やないで民間のほうがいいと思ってますので、そういう組織を作って、そういう計画を進めていく必要もあるなと思ってますので、それとあわせてこの土地利用についても今年度早急に議会のほうにも諮っていきたいなと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 今の土地利用の件でございますけれども、早く整地をされまして、表土にまさをいっぱい入れまして、就農支援とか、例えば今も申しましたように直売所、それに食のひろば、いわゆる食のひろばというのは先ほど申しましたようにC&Cセンターで皆さん久山町の特産品、農産物を提供して、それで皆さんで料理していただきまして、試食を、皆さん食べられたように、おいしいものいっぱいできますので、ああいうのも含めた食のひろばみたいなともいいっちゃないかなと私は思っておりますのでですね。もちろんあそこの野間大池の横にどこの自治体やったですかね、大分のある自治体が直売所をやっております。道の駅と道の駅やない、農産物直売所と食のひろばをですね。そういうことも含めていろんな方向で久山町民全体が参加できる、そういうような広場等に活用していただければと思っておりますので、その辺についてもう一度答弁をお願いします。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) いずれにしてもですね、今回はどういう形で造っていくかというのは、前回は町でがっちり計画固めてご提案した形になりましたけれども、今回はもうきちっと農業関係、商工関係や町内の企業さんあるいは金融、やっぱりちょっと幅広い形でそういう組織を作って検討したほうがいいのかなという気がしますので、今、松本議員がおっしゃったようなそういう使い方も私は可能だと思います。以前と同じような目的用地にはなると思いますけれども、それともう一つはもう言ったように、もう全て土地の活用について町の重要なエリアにもなるし、そういう業者ができないなら民間でそういう施設を活用していただくかということと、もう一つは今の現状のまま先ほど松本議員もおっしゃったように若い就農者とかのそういう養成する、あるいは起業するような人たちの試験用

地みたいな形での利用を当面続けることも可能だし、いずれにしても今度はちょっともう 少し下から検討して積み上げて計画を立ち上げていきたいと思っています。

- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) ぜひ町民の意見をしっかりくみ取って、あの土地活用をやっていただきたいと思っております。先ほど野間大池の件でございますけども、大分県の大山町ですね、大山町が農産物直売所と食のひろばを経営してあります。確か大人1人2,000円ぐらいやったと思います、結構私も食べて腹いっぱいになります、なりますので、まあ町長と行ってみたいと思います。

それでは、3番に入ります。オリーブ事業の進捗状況についてお伺いいたします。

オリーブの試験栽培を開始いたしまして7年が過ぎましたけれども、当初町長はオリーブを普及させ町民に苗木を配布し久山町を健康の町としてPRしたいと言われておりましたけれども、現在どの程度まで進んでおるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) オリーブ栽培につきましては、正直いろいろ苦戦してるところでございます。このオリーブを町がどう進めようとしているのかにつきましては、これまでもお話し申し上げたことがあるかと思いますけれども、活用についてはオリーブの油もそうですし、オリーブの実もそうですけれども、健康というイメージを、ブランドを持ってる植物であるし、町としてはやはり健康の町のブランドというのを今現在の九州大学との取り組んでいる健診事業だけじゃなくて健康というのは幅広い分野にわたってやることだろうと思ってますので、医学的な、あるいは健康分野だけはなく、身体の分野だけでなく、食とか自然とか、そういうものにしっかり町民の皆さんと一緒に広げていくことによって真の健康の町の久山のブランド名を私は高めるために、このオリーブ事業というのをぜひ完成させたい、そういうふうに思っておるところでございます。オリーブのいろんな活用というのは、先ほど特産品の開発を今年度からちょっと本格的に組織化してやりたいなと思ってますけども、そういうものにも活用したいし、またその商品化も進めていきたいなと思ってます。それがいずれ久山町の農業あるいは観光にもかかわらせることが可能じゃないかなと思ってます。

もう一つは、健康増進事業という形で久山町のC&Cセンターでライブラリーを設置して、あそこで今年度いろんな計画進めてますけども、あそこのC&Cセンターの2階のライブラリーの中でいろんな健康にかかわる事業の展開を今後してまいりたいと思ってます。これは健診にかかわることだけじゃなくて、先ほどちょっと触れられました食に出会

う会とか食の健康教室、あるいは今現在行われてる認知症カフェとか食の改善、いろんなもろもろの健康に特化して、あそこでいろんなものを事業、教室をやろうかなと思ってますので、そういうところでの食の関係の中でもオリーブというのをぜひ地元の特産品として活用といいますか、町民の方に活用していただきたいなと思ってます。ここ4、5年かけて試験栽培やってきておりますけれども、なかなかまだ議会のほうでも何か視察をしていただいてますけれども、きちっとした収穫がまだできてないのが現状ですけども、ここまで来ていろいろわかったことを踏まえながら、まずはやっぱりしっかりした実をつけるオリーブ栽培を進めてまいりたいと思ってます。今現在そういう状況でございます。

もう一つは挿し木を町で苗を作って町民の方に配布しようという計画を進めております。これは今現在、2、3年物が200本ほどできてます。これも今年は2,000本ぐらいまた町のオリーブ園から挿し木をしてますので、今度は活着率もかなり上がってくると思いますので、これについても2年、3年したものでないと町民の方にお渡しはできませんので、これはこれでそういう町民向けの苗も増やしながら進めてまいりたいと思っています。

- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) オリーブの取り組みといたしましては、健康の町を目指す久山町のイメージに合ったオリーブの産地化を目指し、平成23年から試験栽培は始まっております。 一般社団法人九州オリーブ普及協会と連携をいたしまして、この協会より2,000本のオリーブ苗の提供を受け、上山田地区の原山に約1万2,000平米の土地に433本、草場地区の町有地に745本ですか、それからその隣に500平米に300本ですか、今計画をしてありますけれども、今後また原山地区にオリーブを植栽されていかれるのか、その辺についてまず聞かせていただきたいと思っております。 はっきり申しまして私は今以上オリーブ事業に投資すべきじゃないと思っておりますので、まず町長の見解を聞かせていただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今、議員がおっしゃったとおりの状況ですかね。まだ植えつけしてないオリーブ苗が数百本ありますので、これを今後どうするかということをちょっと今検討してます。今の現状では原山地区に町有地に植栽しましたけれども、非常にこう配がきついということと、植えられる状態にするまでの投資が非常に大きいということ、それから管理あたりはシルバーあたりにもお願いしてる中で非常に管理が難しい状況の地形にあるということから、今すぐ原山の場所を広げるということは、やめたほうがいいんじゃないかなと思ってます。まずは現在のオリーブ園とその隣接する町有地の平地にオリーブを植

栽をしたいと思ってます。そして、基本はもうあの辺のあの一帯をオリーブ園としてきちっと収穫できる、まず条件整備あたりを作っていきたいなと思ってます。今回、また議員のほうも委員会等で天草のほうに、九電工の方に行かれましたし、職員もちょっと行っているいろ話を聞いてきておることもありますので、そういうのを生かしながらオリーブの収穫がしっかりできるような形をとってまいりたいと思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 先ほど町長も答弁で申されましたように、原山の地区においては、も う今以上に拡大はしないということでございますので、私もそのほうがいいんじゃないか なあと思います。現在、聞くところによりますと、その原山のオリーブは1割ほどもう枯 れとるということでございます。それが草も確かに申したように、ちょっと手がつけられ ない状況だと聞いておりますので、なかなか傾斜地を草を切って管理していこうというの は大変なことだと思っておりますので、素直に町長もそのような答弁でございますので、 ぜひよろしくお願いいたします。

それで、第2委員会のほうでオリーブでまちおこしをしてある自治体を視察されてあります。先ほども町長も言ってあると思いますけども、一部の議員さんの意見を聞いたところ、大変な事業と感じております。この件については今後しっかり議会で皆さんと協議していきたいと思っておるところでございます。そのときは町長も一緒に協議に参加されて交流センターの二の舞にならないようにしなければならないと思っておりますので、この点について町長の見解をお伺いしたいと思っております。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 試行錯誤の部分があって、これまで進んできましたけども、先ほどもちょっと申しましたけれども、オリーブ事業は息の長い事業だということをまずぜひご理解いただきたいと思いますが、それにしても、だらだらとという形じゃいけませんので、いろんな環境整備、それからオリーブの苗そのものによっても生育が違うということもまた今度勉強してきたようでございますので、そういうものをきちっと専門家の、今でもオリーブ協会からいろいろ指導を受けてやってきたんですけども、違った形、そこ辺の方たちとの意見も聞きながら、今現在町もシルバーの人たちに管理を任せるだけしておりましたけども、昨年から2人特別に町のほうで雇いまして専門にオリーブ協会の方たちの指導、勉強を受けながら、それ専門に当たっていただこうということで必要なときの作業をお願いしてますが、一人は30そこそこの若い方で、ご本人もそういうオーガニックの料理の店とか料理とか資格を持って自分で農業栽培をやりながらという方で、非常にオリーブに対する関心度も高いので、若いから先ほど言われた原山とか草場のオリーブ園のシカ対

策もきちっとご本人がやっていただいて、今、原山のほうもそういうシカの被害が出ないような形をとっていただいてますので、いずれにしてもそういう専門的、今は年間必要な回数を出てもらってますけど、そういう方たちにしっかり勉強してもらって、本格的にそういう知識を持った人が管理に当たれるような形を進めていきたいと思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) オリーブ事業については年間約1,000万円強のお金を投資しております。町長もいつまで町長をやられるか私も定かにはわかりませんけども、町長が去ったからオリーブ事業廃止になったじゃ税金の無駄遣いになりますので、しっかりそれも含めて町長在任の期間中に方向性を見出していければと思っておるところでございます。

じゃ、次に入ります。

4項目めでございます。この山田幼稚園跡地に児童公園をということで再三町長に進言をいたしております。山田幼稚園を3,604万円で解体後、約1億5,000万円で販売されると聞いております。新国富論の調査の中でも子育て支援の一つに公園設置が望まれております。そこで、私は山田幼稚園跡地利用については、ぜひ山田地区の児童公園に利用する考えはないか、再三町長に質問しているところでございます。その点について再度町長に答弁をお願いいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) まずその前に、松本議員にお願いしたいんですけど、山田幼稚園を 3,604万円で解体、約1億5,000万円で販売される、この具体的な数字が出てますけれど も、これは解体についてもまだ今から入札とかしていくものですから、確定したような数 字はちょっとまだしておりませんので、あくまでも予算という形で、それから土地につい ても具体的にまだ鑑定評価を出したわけじゃなく、周辺の状況の価格から割り出したよう な形にしてますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議員は跡地利用について地区の公園をということでございますけれども、町としては公園ではなく住宅地として活用をしたいと考えています。その理由は、人口問題もあるし、あそこの場所は、ちょっと幼稚園のときはあれなんですけれども、公園としてはちょっと山つきでちょっと寂しいところかなということもありますし、町としてはまたもう一つの理由としては幼稚園建設にもかなり投資しましたので、財産収入を少し財源として確保したいなというところもあります。それから、地元上山田地区からも跡地利用については住宅で活用してほしいということも含めまして町としては跡地については住宅用地としての活用を考えているところでございます。

○議長(阿部文俊君) 松本議員。

- ○5番(松本世頭君) たいてい上山田地区からの要望もあると思いますけれども、駐車場の件とか自然、自然なんかはもう本当にいいとこやないですか。桜の花もきれいし、そして上山田地区の方に申し上げたいことは、さくら祭りの一環として僕はあの土地をさくら祭りの地区だけじゃなくて上山田地区のためにも活用することは僕は久山町の将来のためにも私はいいと思っておりますので、またその土地の活用については、ぜひ父兄の要望も聞いてよく判断をしていっていただきたいと思っております。現在、公園計画をされている尾園地区内の公園は駐車場も含まれておるんでしょうか。もし含まれているとするならば、子どもたちが遊べる面積といいますか、場所といいますか、非常に狭いと思います。その辺について町長、答弁をお願いします。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) まだ図面作ってないんですけど、あそこは面積的に非常に小さいところですので、地域の住宅地のちっちゃなお子さんたちが主に活用されるような利用になるんじゃないかなと思ってます。もともと上山田区もどこか広いそういう児童公園的なものの要望はあってますので、それはそれでまた地元と協議をしていきたいし、どうしてもあれが足りないということであれば、けやきの森幼稚園の開放といいますか、それもやってもいいかなとは思ってます。今おっしゃった尾園地区のところには駐車場付きという状態では、ちょっと多分そうにはならないと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 今、町長が申されましたように、尾園地区、ゲートボール跡地ですね、あの地区に今、児童公園が駐車場を含んだ児童公園これはまず無理だろうと思っています。私から申しますのは、ぜひ上山田地区の皆様方と協議をされまして反対側の田代昌伸君、個人名出したらおかしいですけど、田代昌伸君、あの辺一帯農地がまだあります。あの辺あたりはどっちかというと一等地、二等地、三等地で言うならば三等地に近いほうのどっちかというと水はけの悪い土地でございますので、あの辺の一帯を上山田地区の児童公園と駐車場も含めて用地買収なりされて運用していただければと思っておるところでございます。その点について町長答弁せれったって、これはまず地権者の考え方がありましょうから難しいでしょうけど、まず頭においとっていただきたいと思っておるところでございます。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員、ちょっと通告のほうに入ってませんので、注意してから質問してください。
- ○5番(松本世頭君) 次行きます。

山田幼稚園跡地については、さっきも申しましたように、猪野さくら祭りの山田地区の

第二の拠点として広場で残していくべきだと思っておるところでございます。あのすばらしい場所ほど山田地区の児童公園にふさわしい場所はないと思っておりますので、ぜひ再度この部分について町長の答弁と、もしここの場所ができないなら、ぜひ上山田地区との協議の中でぜひ児童公園設置の場所等について協議をしていただきたいと思います。その点について町長、答弁を。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) もう基本的な考えは、もちろん今のご意見はまた参考にさせてもらいますけれども、基本的な考えは売却という形をとらせていただきたいなと思ってます。当然、幼稚園の解体費も数千万円かかるわけですから、その財源を確保する意味でも基本は、もう処分という形を考えています。それから、公園については、まずは地元の皆さんの地区の声を聞くのが第一だろうと思ってますので、ここにも地元の議員さんもまだおられますので、当然議員さん、地元の区長さんあわせて、そういう声を聞きながら場所的については検討をしたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 松本議員。
- ○5番(松本世頭君) 財源ありきであの土地を売買するということなら、私は反対しておきます。財源ありきで言うならば、むしろ石切、原山地区の財源確保にしっかり取り組んでいただきましてその財源は穴埋めできると思っておりますので、あの場所については今後しっかり地元の皆さんと協議をしていただきまして、ぜひ山田地区の児童公園を設置していただく方向で頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

その点、最後答弁お願いします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 財源はということなんですけども、なかなか山田にはちょっと年数かかりますよね。先ほど来あってました基金の残高もそう多くありませんので、活用できる部分はぜひそうさせていただきたいなと思ってますし、地元の声があるそういう児童公園については、それは別途にふさわしいところを考えていきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 次に移りたいと思いますけども、時間を調整しますので、今から10分間休憩して本田議員さんのほうにお願いいたします。

ただいまから暫時休憩といたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

- ○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 6番本田光議員、発言を許します。
- ○6番(本田 光君) まず、平和問題について、それから次に約12億円、町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は中止を、それから3番目に久山町上久原土地区画整理事業について質問をいたします。

まず、平和問題について質問をいたします。

今年は終戦73周年、そして広島と長崎への原爆投下から73年を迎えます。昨年7月には 歴史的な核兵器禁止条約が122カ国の賛成でできたことで核保有国とその同盟国は少数派 となりました。また、4月27日には板門店で南北首脳会談が開かれ、朝鮮半島の完全な非 核化と朝鮮戦争の終結を宣言し、停戦協定を平和協定に転換するという歴史的な合意がな されました。6月12日は米朝首脳会談が予定どおりシンガポールで行われるものでありま す。しかし、今なお複数の国が核保有と核弾頭数1万5,000発を超える核兵器を貯蔵、配 備されており、人類の脅威となっている。核兵器廃絶は被爆者のみならず被爆国日本の国 民の願いでもあります。2008年、平成20年9月19日に久山町議会は全議員の提案で非核・ 恒久平和の町宣言を決議しました。これまで私は4人の町長と対談することができまし た、この場所でですね。その中で特に歴代町長も平和問題については一定の理解は示され ておるものの、久芳町長、あなたほどの影響はなかったけども。久芳町長はこの平和問題 についての熱心な取り組みが表れているというふうに私は思っております。これは何も褒 め言葉じゃないけども、そうだというふうに思っております。今日まで町は原爆パネル 展、それからまた久山中学校生徒による長崎原爆資料館等を視聴し感想文を祭りひさやま 展示会場へ出展されたり、あるいはまた町内有線放送で恒久平和を願い黙とうする啓発活 動などが行われております。そこで、質問いたしたいのは、被爆者国際署名に賛同する首 長が全国で6割を超え、禁止条約の署名、批准を求める意見書を決議、採択した自治体が 200を超えております。この1市7カ町、古賀市、新宮を含んだ糟屋郡の中でも署名をさ れておりますが、ぜひ被爆者国際署名に記帳の取り組みで町長の考えを聞かせていただき たいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 平和問題の取り組みに対して評価していただいてありがとうございます。今、お尋ねといいますか、お願いがありました核兵器のない世界を目指す核兵器廃絶 国際署名、これそういう文書来てます。その趣旨等からして賛同することに何ら異議はないし、署名することは何ら差し支えないと思ってますが、これ同じような趣旨の団体がた

くさんあってですね、私としてはもう一つの団体にまとめてほしいなというのが。原爆の被爆地である広島市、それから市長、それから長崎市長が中心となって平和都市の核廃絶都市宣言といいますかね、そういう組織からやはり同じようなことがありましたので、そちらのほうには署名をさせていただいているところでございますので、今回の核廃絶、核兵器廃絶国際署名ということでございますので、内容をよく確認して署名はしたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) ぜひ今後子どもや孫の代にも今の平和が続くように久山町長として、 町民代表される町長として広島、長崎被爆者が訴える核兵器廃絶の国際署名にぜひ記帳願 いたいと思っております。その点、再度お願いします。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今、お答えしたとおり記帳をしたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 非常に心強いことにつながるんじゃないかというふうに思います。それから、この平和を本当にどう続けていくかというのは、世界中がそういう立場に立って対応する必要があるんじゃないかと思っております。

それから、お隣の粕屋町がちょうど粕屋町平和週間というこういうパンフレットを作って、もう30回になっております。ですから、町民挙げた一つのいろんな長崎、広島の絵画展とかフォーラムとか、あるいはまた本町でも実施されてる原爆投下の日に黙とうとか、さまざまな点をやって、そして全戸に配布されとるという点があります。ぜひ久山町の平和週間の設定等についてはどうお考えでしょう。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) それぞれの町でいろんな取り組みがあっておると思いますので、町は町で今議員もおっしゃったように小・中学校の平和教育、そしてまた原爆投下された日には全町民の方に平和の鐘を鳴らして皆さん一緒に平和についてお祈りをしましょうという形で啓発もやっておりますので、今のところは今おっしゃったように平和週間とか、これをいきなりぽんとしても、私はどうかなと思ってます。やっぱりこういうのは町民の方のそういう機運が盛り上がってやりましょうという形でないと、行政のほうから一方的に週間の設定とかといっても、日本国民皆さんがもう核のない平和な世の中を願ってるわけですから、そういう中でそういう機運が高まって町に上がってくれば、議会のほうとまた一緒にご検討させていただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。

○6番(本田 光君) ぜひこうした先進的なところを学びながら、いい点は取り込んでいくというふうにして、できましたらパンフレット等を作成して全戸配布で全町民による押しつけじゃなくても自発的にできるように、町もそういう啓発活動を今までされてきたように続けてもらいたいというふうに思います。

次に、質問の第2ですが、朝鮮半島の非核化と平和構築を一体化に、北朝鮮の核・ミサイル問題で危機打開の動きが進展しております。韓国、北朝鮮、米国、中国、日本、それぞれの会談が行われており、対話による平和解決が生まれているもとで、日本政府に求められているのは平和憲法を持つ国として北東アジアの平和と安定を実現する外交努力に力を注ぐことが重要であるというふうに考えます。一方、状況を見ますと、日本政府の動きはいま一つ他国頼りというか、そういう点がうかがえます。本議会でも過去は拉致被害者の早期救出実現する意見書決議がかつて2度決議されております。そうしたことを含めて今後どうこの平和構築をしていくかという関係について町長の見解をお尋ねいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 国際問題ですので、当然対応は政府がしていく問題ですし、また国際情勢について一町長の立場で所見というのは述べる立場じゃないと思います。ただ、今述べられた現在起こっている北朝鮮の問題については、個人的に言えば日本の立場というのは非常に、今置かれてる立場って非常に難しい状況に置かれているんじゃないかな、安倍総理も非常に対応について苦慮されてるんじゃないかなという気はします。もうトランプ大統領がイニシアチブを持ってやっておられるということで、その点は日本にとっては大変いいことだなと思ってます。トランプさんだっていろんな問題がありましたけれども、この北朝鮮問題についてはトランプさんでなければこういう動きは起こらなかったんじゃないかなという思いがしますけれども、ああいう大統領ですから、ころころ変わるのが、ちょっと外から見るとちょっと不安な点もありますけれども、いずれにしても、もうあそこまでいった以上、北朝鮮の情勢が動くことは僕は間違いないんじゃないかなと思ってますので、日本としては、しっかり拉致問題を含めて来るべく日朝会談に向けての対策をしっかりやっていただきたいなと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) じゃ、質問の第3に入ります。

恒久平和構築について、日本国憲法は日本の宝、財産であるというふうに考えます。日本政府は北東アジアの平和、協力、繁栄へ9条を生かした外交努力を続けてあるというふうに考えます。町長は日本国憲法第9条と第99条についてどのように認識されているか、改めてお尋ねいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 認識と言われるとあれなんですけど、憲法第9条は戦争の放棄と戦力 及び交戦権の否認ということで、これがいわゆる平和憲法の根幹をなしてるものだと思い ますし、私も基本的には、この9条というのは守るべきだという考えを持ってますし、こ れが日本国の法規の最高法規ということでございますので、これを改めるということであ れば、慎重なる審議が必要だなと思っております。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) ぜひ日本国憲法 9条と99条、これはもう当然ながら守るべきものであります。こうしたことが後の憲法と同時に地方自治法とか、さまざまな憲法が生かされるまちづくりをすべきだということであります。そういうふうに思いますが、まちづくりにも憲法が生かされるようなまちづくりという点も含めて町長の考えを聞かせていただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 正直言ってまちづくりに憲法どうのこうのまで意識は持ってませんけれども、当然いろんな面での最高法規で平和を維持していく日本ということでございますので、まちづくりについては、そういう先ほどおっしゃったような形で平和を日本国民全体の一員として久山町も進めていきたいなと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今、僕はまちづくりという視点は言いましたけれども、これは憲法第 25条ですね、こうしたことが生かされるようなまちづくりをしていただきたいということ を含んだわけですが、いかがでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) そのとおりにやっていきたいと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) じゃ、次に入ります。

約12億円、町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は中止をということは、この定例議会のたびたびに質問させてもらっております。先ほど来から各議員の中からの質問もありましたように、31年度までしか補助金がつかないということであります。この町総合運動公園、サッカー場、野球場等々の計画で進められておりますけども、31年度までと言えばもうあっという間ですね。それぞれの投資がどれだけ必要なのかという点も先行きがちょっと不透明と言わざるを得ません。実際、あと7億円ぐらいで終わるのか、それともある町のように28億数千万円を使ったような総合運動公園がありますが、そういうふうになる

のか、あるいはまた一般財源を持ち出さなければならないような、当初の事業計画そのものが甘かったのではないかというように思います。毎年度の町の一般会計、歳入、これはもう財源ですね、これから見て総合運動公園の出資はとても無理難題な事業費ではないかと。外部評価審議委員会等あたりの意見なども聞きながら対処していきたいといって前回町長は答弁されておりますけれども、なかなかその方たちだけでは判断が困るんじゃないかというふうに思います。むしろ町税の投入になれば町の活性化というより衰退を引き起こすことにもなりかねないというふうに思います。そこで、財政的なものがある程度固まらないと、なかなかこういう総合運動公園というのは難しいわけですね。ですから、そこらあたりを町長、どうお考えでありましょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 総合運動公園については、いろんな議員さんから今本田議員がおっし やったような懸念の声がたくさんご意見が出てますので、私も当然これは見直す時期に来 てるなという思いは持っております。もともとこの公園は石切の総合スポーツ運動公園工 リアで設定した都市計画公園を今のところに移してきたわけですから、当時のそういうバ ブルの後半の時期の計画面積をそのままこちらに受け継いでこざるを得なかったというと ころもありますけど、ただ現在の今移してるところは、ほかに活用するような状況でもな いし、また一番上の旧採石場埋立跡地は久山町が全望できる非常に景勝地でもあるし、こ れは総合運動公園と言いながら、そういう運動機能を持たせながら久山町民の方たちが憩 いの場として使えるような土地利用は大きな効果があると思っています。ただし、議員お っしゃるように町の財政を揺るがすような形をとってまで強引に進めるものではないし、 当然優先度は見ながらやっていきたいと思っています。ただ、いずれにしましても何度も 言ってますけども事業認可が、今現在の事業認可が31年度までになってますので、今年度 その事業判断と今後どうするのかという事業の認可期間も含めて県とも国とも協議をして いくことになりますので、今それが認められなかったらどうなるのかという仮定の話で議 論しても進みませんので、もうしばらく今年度そういう事業判断、診断をして県とも協議 しながら期間の問題、そしてまたここでもう国がこれをストップさせるのかどうかという のもちょっとまだ見えてないわけですから、その時点できちっと議会のほうとも議論させ ていただきたいと思ってますし、その後の対策についても当然考えていく必要があります けれども、今の段階ではまだ仮定の話でございますので、どうする、こうするというのは 言えませんけれども、このままいったとしても、施設の規模、整備内容については当然見 直していく必要が出てくるんじゃないかなと思っております。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。

○6番(本田 光君) これは今議会に提案されとる議案の中の幾つかにまたがる関係で、那 珂川町が那珂川市になるということで、この中にも示されてるように議案第38号に、いわ ゆる都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に市町村の住民の利用に供する一部変更に関す る協議という議題が出ております。これはかつて今から十数年間、20年近くになると思い ますけれども、自分の町だけでそういう大型施設、一般施設じゃなくても、お互いに使っ ていこうじゃないかという総合的なスポーツ施設を利用しようじゃないかと、これはお互 いに確認して議会においても、それは承認されとるわけですね。そういうことが一方では 可能じゃないかというふうに。ですから、先ほど見直しの話もされてらっしゃるけども、 見直しという関係は補助金使っとるからですね、その補助金に従ってどうするかというと もあるでしょうけども、場合によれば首羅山等あたりにおいでになる方たちの駐車場と か、いろんな方策はあると思うんですね、いろんな方策が。だから、そういう多くの人達 の意見なども聞きながら対処していくというのが必要じゃなかろうかと。やはりこの一町 でこれだけの総合運動公園12億円では終わらないと僕は思います。例えば消費税増税が、 もう既に来年10月からという事実かのように報道されておる一部もありますし、同時に今 後の手続あるいはまた実施のコスト、関係者とのコンセンサス、ランニングコスト等々あ たりを考えた場合、この住民要求と先ほども憲法問題も話しましたけども、かなりかいり しとるんじゃないかというふうに思います。そういった今憲法25条を生かして町が優先し て行わなければならない事業は山積してる。これはかつて、この場から言わせていただい たように両小学校のプール改修事業等々がたくさんあります。ですから、そういうことは そういうことで優先してて町長も答弁されておりますけれども、一町でこれだけの事業を 抱えておりますと大変なことですよね、総合運動公園。ですから、あとのコスト関係等あ たり含めた場合、それこそ町の一般財源を費やさなければならないというふうになります から、ここは一度は見直しというよりも白紙に戻して対応してみてはどうでしょうか。

○議長 (阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) まずはですね、1つは今年そういうこれを今後どう進めていくのか、立ちどまるのか含めて診断をするわけですから、その結果をまず待っていただきたいということと、先ほども言いましたけれども、これを中止といいますかね、もう公園としての用途をなくすということは、私はすべきじゃないと思ってます。ただ、整備の仕方は十分検討する余地があると思いますし、今上に上がる道路を造ってますけども、あの道路はもう絶対上の4万平米の平地を使うとしたら必ず必要ですから、まずは道路整備をやってるんですけれども、あと上はもう、もともとフラットな平地の面積が整備されてますので、そんなに箱物を造るわけじゃないから、今の計画では、事業費はかけなくてもある程度の

サッカーとか野球はできる。施設はやり方次第だろうと思ってますし、特にサッカー用地 については野球もそうですけど財源が別に確保できれば、それをフルに活用したいと思っ てるし、その可能性はいろいろあるということを聞いていますので、そういうのを含んで 今後どう整備するかということを検討したいと思いますので、その辺のいろんな案をご提 示しますので、その中で検討を議会でもご判断願いたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) もうこれは随分前のことでありますけれども、あそこには芝生がフラットのところに植えて、子どもたち、大人も含めてサッカーがされておりました。その後、有害鳥獣とかイノシシ等あたりがミミズを探したりして、もうでこぼこで、もうサッカーにはならないということで中止になったケースがあります。そういう事実もありますし、同時に今後当面はこの集中豪雨等あたりがいつ想定外というふうに今言われとるように、いつそういう場合があるかもわからない。いつ大地震が起こるかわからない。これはそれこそ想定外ですね。ですから、そういうことの危険な箇所の補強対策して、しばらく状況を判断するという方策はどうでしょう。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) その財源をそちらに回せということなんでしょうか、今のは。ちょっと済みません。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 財源をそちらに回せというのは当面ですね、危険のない方向に対策を 講じたらどうでしょうかと。今の財源を。

(町長久芳菊司君「財源をですよね」と呼ぶ)

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 災害対策とかこれを特定するものじゃないと思ってますので、こういう施設整備は整備、そういう災害対策は災害対策でやってしかるべきだろうと思いますし、今もあそこは福岡市のヘリコプターの消防署の基地に活用されていますけども、提供してるんですけども、そういう災害のときにも一つの拠点にもなるだろうし、いろんな資材運んだり、あるいは避難地区にもなるかもしれませんけれども、そういうところも、そういうフラットな公共施設であれば、いつでもそういう活用もできるし、先ほどちょっとおっしゃった首羅山に来た人たちがこちらに来てもいいという、そういう活用も十分できるだろうと思うんですよね、運動だけじゃなくても。本当に久山町全体を上から展望できるすばらしい場所でもあるし、少なくともそういう整備はして、きちっと管理すれば、イノシシとかシカが入ってこれないような管理はできると思いますので、ぜひもう一度議会

もあそこの行っていただいて、あの展望見ていただければ、まだ町民のほとんどの方、知らない方が多いんじゃないかなと思っていますので、早く道ができて、少なくとも広場で桜とかそういう景勝地にもして、町民の方に開放することができればなと私は思ってます。あとは一番心配されている財源をどうするかということ、これはやはり慎重に検討していく必要があると思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 現場には担当委員会だけじゃなくて全議員で何度も行かせてもらったり、あるいはまた個人的にも行かせてもらったりしています。ですから、百も承知しているわけですね。ですから、むしろそれよりも町政懇談会等あたりを町として開いて、これからのまちづくりはこうあるべきだの一つの課題としても提起していいんじゃないかというふうに思うわけですね。一町でこれだけの大施設を造って維持管理するという、このランニングコストを含んだ状況が果たして将来のこの久山町に必要なのかどうかというふうに考えます。ですから、そういう維持管理に莫大な金かかるというのは、もうこの近隣の自治体見てもわかるわけです、それは。ぜひそこらあたりも見直して、それこそ先ほど言いましたように首羅山あたり等においでになる方たちの駐車場あたりも、今の広場ではちょっと不安があるからですね、いろんな事故等があったり含め、そうしたことを含んだ状況に切り替えをしていくということも必要じゃないかと思います。町長の考えを聞かせていただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 繰り返しになりますけど、いろいろ計画の見直しもあわせて検討させていただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 見直しというのは中止も含めての見直しなのか、それとも事業は続けていくという見直しなのか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) はっきり言って中止は考えてません。また、そう簡単に公園を廃止する、都市計画決定までしてるわけですから、あとはやはりやり方にしろ後の管理のやり方をきちっと考えていけば、私は町民の方にとって一番、自然資本であり人工資本にもなるところでございますので、ぜひ総合運動公園をそういう意味では中止することなく進めさせていただきたいなと思っています。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 都市計画決定してるからというふうに今おっしゃったけども、かつて

山田石切にはゴルフ場計画のときに145へクタールのうちの総合運動公園、あるいはまたその跡地のパラマウント映画テーマパークのときも総合運動公園、これは都市計画で、ところがそこは完全に白紙撤回したんですね。ですから、何もそこを決定したのを移したというだけのものじゃないと僕はそういうふうに理解してるわけです。白紙撤回したものが何でまたそこで新たに移したというふうにおっしゃるか、ちょっと意味がわからないけども、ぜひ今後町民の方たちにわかりやすいような説明をしないと、町民の中にもそうした誤解が生まれるんじゃないかと思いますし、大半の方たちから聞くと、そういう大がかりな総合運動公園要らんばいと、初めて聞いたというようなことも聞きますし、ぜひそこらあたりも検討していただきたいなというふうに思いますが。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 総合運動公園のときに造った都市公園が今現在の総合運動公園、それ を場所を移したという形です。向こうを白紙にしたから、もうそれで終わっていいよとい う形はとれないんですよ。だから、新たにそこが、あそこはなぜ移したかと言えば、当時 いろんな、まだパラマウントのあれがあったんじゃないかなとは思いますけど、展開する ときに、その事業をもし実際実現しようとすると、総合運動公園のエリアまで活用したほ うがいいというような時期がありましたので、今の上久原のほうに移行することで県と国 と協議して移行してるわけですから、その場でもう要りませんよというわけには、そん な、計画決定ですから、国の補助金も使ってきてるわけですから、簡単に、もう必要ない から廃止しますというのは、これはもう国と町の信用関係にもなるわけですから、それに ふさわしい場所をこちらに移して、上には今言った平地の4万平米の土地もあるし、あそ こであれば新たなそんないろんな開発が出てこないということで、規模としては確かに面 積が大きいけれども、よその糟屋郡内で持ってある総合スポーツ運動公園の金額はもう 30億円から50億円恐らくかけてあるところでございますので、決してうちの規模が大規模 という形じゃ、私は予算額から、事業費の額からすればですよ。だけどそれでもまだ大き な規模と、それともう一つおっしゃってる確かにスポーツ人口、町民の、からするとそん な大規模な、例えば野球場にしてもスタンドを造ったりスコアボード、電光板造ったり、 そういうのは必要ないと思うんですね。ただ、町民の方にもそういう野球をやってある方 も、スポーツクラブでそういうチームもあるわけですから、そこは提供していく必要も私 はあると思うし、実際いろんな町民の方もよその隣町のカブトの森とかを、お互いスポー ツ施設の活用をされておりますので、町は町としてそういう役割を果たしていくのもまた 一面にあると思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。

- ○6番(本田 光君) これは議会にも町民の意見を聞くという形は当然あると思いますけども、かつて何度かこの観光交流センター、道の駅を含んだ町政懇談会、何もそれだけじゃなくて全ての町政についての意見交換会やりましたよね、8つの行政区で。ああいう形での町政懇談会を開いて、そういう中での意見を聴取するとか、外部評価審査委員会の審議会の皆さんの意見聞くというのも大事かもしれませんが、そういう考えはないんですかね。やはりそこで圧倒的多数が、もうそういうのは必要ないよと言えば、何も最初から進めてきたから断念することは難しいというんじゃなくて、思い切った英断というのも必要じゃないかというふうに思いますが、町長、どうお考えでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) これは一つの公共施設のあり方についてなんですけれども、町民の方 に全体で賛否を問うというような状況にあるのかなという気はいたします。造る、造らん のかと言えば、これはそれを待ってある方もおられるわけだし、あとは造り方の問題をこ の議会と一緒になって議論していただいたほうがいいのかなと。やっぱりスポーツをたし なむ人、親しむ人、文化を親しむ人、いろんな方たちが町民の方たちにおられるわけです から、子ども向けの公園を造ったり、あるいは大人が健康維持のためのスポーツ施設とい うのも、これは町の町民の福祉向上には僕は必要なものだと思っています。だから、一概 に面積が大きいからって、決して僕は面積は大きくない、むしろ野球場は向こうのせっか くフラットな面があるわけですから、そこを移っていただければ、僕は役場の下の総合、 もともとこれは近隣公園ですから、運動公園じゃないわけですから、ここで今野球あたり がもう専用的に独占的に使用されておりますけれども、向こうに移っていただければ、僕 は本当の町の真ん中に町民の人たちがいろんな遊びができる近隣公園としての活用ができ るのかなあと、大人から子どもまでがいろんなスケボーをやったりテニスをやったりバス ケットをやったり、児童、ちっちゃな子どもさんも隣のエリアで遊べるし、むしろ私はそ こからそういう利用をなくして町の真ん中にそういう町民の人たちが気軽にそこに来て遊 べるような、そういう公園にしたほうがいいと私は思ってます。だから、今、あと総事業 費からいったらあと6億円ぐらいになると思うんですけれども、その6億円のうちの財源 を確保すれば町の負担が半分になる、あるいは起債を借りたりすれば財政に大きな影響を 及ぼすこともないだろうと思うし、ただもうやみくもに規模が大きいからとかというんじ やなくて、その施設内容をよく検討した上でまた議会のほうで議論していただければなと 思っています。だから、「総合運動公園=大規模」というイメージばかりでとらわれない で、本当に久山町の人たちが楽しく、また使えるように、せっかく今までそういう計画で 進めてきてるわけですから、もう廃止とか中止とか、私はそこに動くべきではないし、町

民のそういう判断にかける前に代表である議会の皆さんでしっかり議論していただく必要 があるんじゃないかなと思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 町長、これだけの事業というのは、年間の予算というのは限られた予算ですよね。そこからも、たかが31年までしか補助がつかなくて、それからの持ち出してる関係、この町財政から見た場合、国の地方財政を見る目も確かにかなり国も借金しとるから、地方に恩典を与えるというのは、なかなか容易じゃないと思うんですよね。ですから、全体的に町の予算を見た場合、連結を見た場合でも大変な状況。確かにこれは質問通告は出しておりませんけども、国保の関係見ても一般会計から当面は繰り出していいけども、これは将来はもう激変緩和ですか、という形で今後はもう出ないと、出したらっ言われるけれども、さまざまな形態があるわけですから、町財政の持ち出しはかなり大きいものにつながっていくというふうに思うし、ぜひそこは町全体の福祉の向上、そして税との関係をきちんととらえてもらって対処していただきたいなというふうに思います。再度町長の答弁を求めます。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) あらゆる方向から検討しながら進めてまいりたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) じゃ、次入ります。

久山町上久原区画整理事業について、質問の第1、2は、久山町上久原土地区画整理事業についての工事前の土地の面積、これはもう大体大方わかりますけれども、工事前の面積、それと工事後の土地の面積、また公共用地の面積についてお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 田園都市課長。
- ○田園都市課長(川上克彦君) お答えいたします。

久山町上久原土地区画整理事業区域の施行前の面積及び施行後の面積、ともに31万 7,537.28平方メートルでございます。

なお、公共用地の面積につきましては、施行前が4万7,558.46平方メートルで、施行後に7万9,349.35平方メートルになっております。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 当初の面積から当然いろんな事業をやっていく上では土地の面積は変わるというふうに思いますけれども、減少した理由は何でしょうか。当初の面積、そしてもちろん土地開発公社から町が買い上げた土地もあるけども、当然農道等あたり造った関係もあるでしょうけども、当然面積は減りますね。そこらあたりは。増えたんですかね。

このいわゆる区画整理事業の工事前の土地の面積、それと工事後の土地の面積、それから公共用地の面積についての今数字を言われましたけども、その数字上、減少、増ですかね。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 区画整理区域の全体の面積は施行前も施行後も当然のことながら変更はありません。あとは登記簿面積でやってたものが区画整理になると今度は実測面積になりますから、そこの増減は出てきます。その中、区画整理というのは公共用地、新しくできる公園、道路、水路等の公共用地が出てくるわけですけども、それが公共減歩として皆さんからいただくわけですから、それはそれぞれの土地の評価額に合わせて減歩率が決まっております。だから、その分の減歩率で減歩されたものが理由で減るということで、だから当然町有地もその評価に基づいた減歩を掛けられた分が現在の面積になっています。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 時間の関係上、ちょっと飛ばします。

質問の第2、換地処分後の所有権移転登記は誰が行っているかと。これは恐らく施行者ということでしょうけども、実際誰が行っているか。また、保留地、付け保留地の所有権移転登記も一緒にされるのかどうか。さらに、固定資産税の賦課期日は当該年度、昨日の全協の中でも言われとったように当該年度の1月1日、これが税法で決められております。既に土地に建物ができて居住されている、ごく最近、居住された方、あるいはまた2、3年ぐらいに建築する、家を建てられた方、固定資産税はどうなっているのかということを今まで聞きました。そうした中に土地の固定資産税についても区画整理地内での平成30年1月1日現在の仮換地の使用収益を開始してる土地については平成30年度からみなし課税を実施するというふうに言われております。課税の公平性からどのように対処されてきたのか町長にお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) まず、換地処分の所有権移転登記は、これはもう当然組合で行っております。

それから、付け保留地、当然一緒に登記をやります。

それから、固定資産税の関係ですけれども、これまでずっと仮換地で事業が進められてきてましたけれども、昨年の11月30日に福岡県知事より本換地の認可がおりましたので、それを受けて使用収益のあるところについては平成30年1月1日からみなし課税を実施するようにしてますので、その件については税務課長のほうから詳しく話を、説明させたいと思います。

○議長(阿部文俊君) 税務課長。

(6番本田 光君「すみません、時間がないもんだから簡潔に」と呼ぶ)

○税務課長(佐々木信一君) お答えいたします。

上久原土地区画整理事業におきましては、平成29年11月30日に福岡県知事より換地計画の認可があり、賦課期日の平成30年1月1日におきましては区域全体が換地計画が行われたことをもちまして仮換地等の使用収益を開始することができる土地について対応いたします従前地の納税者を所有者とみなして課税する、みなし課税をすることもできることから、平成30年、本年度から本登記完了まで、みなし課税を実施してまいります。

なお、家屋につきましては土地区画整理区域内に建設される物件につきましては賦課期 日1月1日を基準といたしまして評価及び課税を行っているところでございます。 以上でございます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 仮換地、いわゆる換地されないと登記はできないから、そういうことでも、しかし実際既にもう家はできた、だけど家屋税は入っとるけども土地の関係が仮換地のままだということが今日まで来たわけですね。そうしたことがまともに固定資産税を払ってらっしゃる方といろいろともう、あそこはいいなというふうに組合員の皆さん同士で意見がちょっとすれ違うようなとこも聞かせてもらったんですが、そうしたことがないように、換地、本登記が遅れたから4月1日からということではどうかなというふうに、県の指導はあると思いますけども、首長の、いわゆる町長の判断ではないかという、最終的に税をかけるかかけないかというふうに思いますが、今日そういう税の不公平さが生じた関係もあるんじゃないかと思います。その点はどうでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) おっしゃるとおり、課税のやり方については、もう町長の権限でいつからかけるということはできることになっていますので、ただ不公平が生じてはいかんということは確かでございますが、今回の区画整理の場合は仮換地、正式に県の認可がおりてない段階では何度も言いますように、それまではずっと区画整理区域内の地権者というのは従前の土地の課税を全部させてきてもらっています。家が建っているところについては家屋の課税は、もうきちっとしてる。だけど、本来家が建ってるということは、もう宅地になってるんですけど、じゃその宅地になってる人の土地に対して従前の土地じゃなくてこっち側にということは、手法としてやれないことはないんだけども、この前も言いましたように二重に課税をするおそれが出てくるおそれがあるから、町としては県の最終的

な認可、いわゆる県公報に公告される認可がおりるまでは従前の課税でいきますよというのが私の方針でさせていただきました。そして今回、昨年の11月29日ですかね、30日に正式に組合から換地計画の認可の申請が出されて、県が県知事の認可がおりて県の公報にも公告されましたので、もうこれから変わることはないからですね。本来1月1日から、まだ名前は変わってなくても登記は今やってるところですから、登記は変わってなくても、もう所有者というのは決まってるわけですから、換地で、みなし課税をいただきますよ、収益の発生してるところについては、という形でとらせていただいています。これは別段どっちが正しいよとかという形ではないと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 課税の対象はご存じのように1月1日ということですから、そこの町 民の区画整理事業内の誤解のないような方策を今後とっていく必要があるんじゃないか と。まだ換地されてない土地もあるんじゃないかと思いますけども、時間の関係上、もう 次に入ります。

質問の第3と第4は、もう一緒に質問させてもらいます。

換地処分の流れについて、仮換地の指定、それから換地処分通知、換地処分公告、また 清算日時、これ予定時期でもいいですが、についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから質問の第4、2018年度、平成30年度も既に10カ月を切っております。久山町上 久原土地区画整理事業の全ての終息、年度内にできるかどうか、これについて町長の答弁 を求めたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 上久原の土地区画整理事業につきましては、平成30年5月11日に換地 処分の公告まで行われており、換地処分に関する手続は終了しているかと思います。また、清算につきましては、現在上久原土地区画整理組合において清算金の徴収等に向けた 作業を行ってあるところでございます。時期につきましては組合施行の事業でございます ので私のほうから明言できませんけれども、町としても早く完了を目指していただきたいと考えています。

それから、全ての終息はということでございますけども、とにかくもう登記は換地が確定したわけですから、粛々と登記がもう進められて終わると思います。あと細かい作業は、現場の修正とか工事の箇所というのは、まだ残ると思いますので、そして清算金まであわせて、これはもう町の事業じゃございませんので、組合で粛々と進めていただくということになりますので、私のほうでいつまでということは申し上げることはちょっとできないです。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 町も当然組合の一員ですよね。ですから、そうした立場から見て、まだこの仮換地のままで換地されてないということも耳にしますが、やはり最終的に登記がされんことには地番あるいはまたそうした全てのそういう方たちは免許証から全部更新し直さなければならんわけですね、地番が変わり。そういうことの不都合性のないような方策をどう作るか、それと同時にあそこに本当言えば住宅が完成すると税収も入るし町・県民税も入るし、全体的に潤ってくると。だから、ぜひそういう立場を考慮しながら対処していただきたいと思いますが、再度。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今おっしゃったような、もう登記は先ほどから言いますように換地の認可を県が出したわけですから、これはもう登記は恐らく7月、8月には全て完了すると思います。ですから、既存の集落、区画整理区域内は旧住民の方の土地も全部地番が変わりますので、それは全部もう各世帯には通知してるし、必要な役場の住民票とかそういう形、役場でできることについては庁内で調整して、もう既に進めてるところでございますので、あとはそれぞれの個人の方にしていただかなくてはならない例えば免許証とか保険証とか、そういう形についてはきちっと、もう地番は全部皆さん通知されてますのでわかってありますので、そういう変更が必要なものについては各家にちゃんとはがきも全部配布されてますので、そういう登記関係についてはきちっと終わります。ただ、先ほど言いましたように組合が解散に至るまでのいろんな細々とした作業というのは、まだまだあれだけ広い、また多い組合の方がおられますので、もう少し時間がかかるんじゃないかなという気がしてます。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 最後に一言だけですね。今、町長が言われたような住民の、この組合 員の中に不都合がないような方策をとっていただきたいと思っております。 終わります。
- ○議長(阿部文俊君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

散会 午後3時27分